

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成28年11月14日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

11月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
補足説明（建設部長）	
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
認定第5号の審査-----	40
補足説明（上下水道部長）	
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
認定第2号、議案第67号の審査-----	44
補足説明（上下水道部長）	
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
採決-----	56
閉会の宣告-----	56

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年11月14日（月）午前9時58分 開会
午後4時12分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 南野直司 委員 山崎雅数
委員 野原 修

1. 欠席委員

委員 木村勝彦

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
建設部長 山口 繁 同部次長 土井正治
同部次長兼道路管理課長 山本博毅 道路交通課長 永田 享
水みどり課長 竹下博和
都市計画課長 西川 聡 建築課長 寺田満夫
上下水道部長 山口 猛 同部理事兼下水道事業課長 石川裕司
総務課長 末永利彦 営業課長 林 彰彦 水道施設課長 檜本宏充
下水道業務課長 江草敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 橋本英樹 同局総括主査 田村信也
同局書記 渡部真也

1. 審査案件（審査順）

認定第 1号 平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第 5号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定の件
認定第 2号 平成27年度摂津市水道事業会計決算認定の件
議案第67号 平成27年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件

(午前9時58分 開会)

○弘豊委員長 ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しいところ、委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

まず、最初に、このたびの役員改選で正委員にはご就任おめでとうございます。また一年間何かとお世話をかけますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、平成27年度の決算のご審査を賜ることになりますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

一旦退出をさせていただきます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○弘豊委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口建設部長。

○山口建設部長 おはようございます。

認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、その主なものについて、補足説明をさせていた

だきます。

なお、4月の機構改革に伴いまして、公園みどり課が水みどり課に変わっておりますが、旧体制の名称で説明させていただきます。

事務報告書につきましては、都市計画課は215ページから、公園みどり課は223ページから、建築課は229ページから、道路管理課は235ページから、道路交通課は245ページから記載いたしております。下水道事業課のうち水みどり課が所管する内容としまして267ページから273ページ及び281ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

まず、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書32ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料、節1水路使用料は、大阪ガス株式会社ほか4件の法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料、節1道路使用料は、関西電力株式会社ほか56件の道路占用料でございます。

節3公園使用料は、関西電力株式会社ほか11件の公園占用料でございます。

節4駐車場使用料は、千里丘駅東、フォルテ摂津、モノレール摂津駅前、南摂津駅前及び阪急摂津市駅前の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち駐車場用地使用料は、千里丘駅西自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力株式会社の電柱使用料でございます。

34ページをお開き願います。

項2手数料、目1、節1総務手数料のうち、下から3行目の諸証明手数料は、道路幅員証明32件の手数料でございます。

36ページをお開き願います。

目3農林水産業手数料、節2明示手数料は、水路敷地境界明示12件及び水路敷地謄本交付手数料でございます。

目4土木手数料、節1明示手数料は、道路敷地境界等明示手数料、都市計画道路敷地境界明示手数料、公園明示手数料及び道路敷地謄本交付手数料でございます。

節2都市計画手数料は、用途地域証明などの諸証明手数料でございます。

節3開発申請等手数料は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に関する事務にかかわる開発許可等手数料、開発不要証明手数料及び開発登録簿写発行手数料でございます。

40ページをお開き願います。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

節2道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金で、橋りょう耐震補強、道路舗装、橋りょう修繕及び橋りょう点検に対する交付金でございます。

節3都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金で新在家鳥飼上線道路整備事業に係る道路整備費に対する交付金と震災対策推進事業に係る耐震診断補助金、耐震改修補助金及び耐震化計画策定補助金でございます。

48ページをお開き願います。

款15府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金、節1都市計画費補助金は、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府自然環境保全条例事務取扱交付金及び府特定

設備等安全確保条例交付金でございます。

節2地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

節3権限移譲交付金は、大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく権限移譲事務交付金でございます。

50ページをお開き願います。

項3委託金、目2土木費委託金、節1土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金及び自転車等移動保管業務委託金でございます。

節2都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金、都市計画基礎調査委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入のうち上から2行目、土地貸付収入でございます。

目2、節1利子及び配当金のうち3行目の緑化基金利子でございます。

52ページをお開き願います。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5、節1緑化基金繰入金は、緑化推進事業へ緑化基金繰入金でございます。

60ページをお開き願います。

款19諸収入、項4、目2雑入、節1雑収入は、都市計画課の都市計画図売却収入、建築課の建築確認申請者負担金、道路管理課の電力売却収入ほか3件、道路交通課の自転車等移動保管料ほか3件及び下水道事業課の水路占用料相当額支払金、味舌ポンプ場水路系施設維持管理負担金過年度清算金でございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書の14

4ページをお開き願います。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費につきましては、その執行率88.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の102ページから104ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節8報償費では、地元農業関係者による水路の樋守及びゲートの管理に係る報償金でございます。

節11需用費では、農業用施設に係る光熱水費及び修繕料等でございます。

節13委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場等の管理業務委託料でございます。

節15工事請負費では、用水側溝改良工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、神奈土地改良区負担金ほか6件の負担金でございます。

150ページをお開き願います。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、その執行率98.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の108ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節13委託料では、土木維持作業業務等に係る委託料でございます。

節16原材料費では、土木維持作業に係る補修用材料費でございます。

節18備品購入費では、土木維持作業に係る機械器具費等でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか3件でございます。

節28繰出金は、公共下水道事業特別会計に対する繰出金で、上下水道部所管分で

ございます。

次に、目2交通対策費につきましては、その執行率99.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の108ページから110ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節11需用費では、放置自転車等保管事務所の光熱水費、道路反射鏡の定期修繕に係る修繕料等でございます。

152ページをお開き願います。

節13委託料は、駐車場管理委託料(指定管理料)、公共施設巡回バス運行管理業務委託料ほか7件の委託料でございます。

節14使用料及び賃借料では、JR西日本不動産開発株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。

節15工事請負費では、夜間点滅式交差点びようを設置及び道路反射鏡設置に係る交通安全対策工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、市内循環バス運行補助金等でございます。

次に、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費につきましては、その執行率は92.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節13委託料では、千里丘駅前広場管理委託料、公共基準点測量委託料、現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料ほか3件の委託料でございます。

次に、目2道路維持費につきましては、その執行率96.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページから114ページに記載をいたしており

ますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節 1 1 需用費では、道路管理に係る修繕料等でございます。

節 1 3 委託料では、街路樹剪定委託料、1 5 4 ページにかけて記載いたしております、市内環境維持業務委託料、橋梁修繕実施設計委託料等でございます。

節 1 5 工事請負費では、その主な内容といたしましては、鳥飼本町 7 号線ほか 1 3 路線の道路維持工事でございます。

次に、目 3 道路新設改良費につきまして、その執行率 8 3. 6 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 1 4 ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その内容といたしましては、節 1 5 工事請負費では、東一津屋 1 9 号線自転車通行空間整備に係る道路新設改良工事でございます。

次に、目 4 交通安全対策費につきまして、その執行率 9 9. 5 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 1 4 ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節 1 3 委託料では、自転車歩行者道路に係る設計委託料でございます。

節 1 5 工事請負費は、香露園 6 号線交通バリアフリー整備等に係る交通安全対策工事でございます。

続きまして、項 3 水路費、目 1 排水路費につきましては、その執行率 9 8. 3 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 1 4 ページから 1 1 6 ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節 1 1

需用費では、排水路施設に係る光熱水費及び修繕料等でございます。

1 5 6 ページをお開き願います。

節 1 3 委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託料や排水管及び水路しゅんせつ委託料等でございます。

節 1 5 工事請負費では、番頭面水路安全柵設置等に係る排水路改修工事ほかでございます。

節 1 6 原材料費では、排水路の修理用蓋の購入でございます。なお、需用費から原材料費のうち機構改革に伴い排水管等に係るものが下水道事業課の所管となっております。

節 1 9 負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策負担金、番田水路事業償還金負担金及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

次に、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費では、執行率 9 7. 5 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 1 6 ページから 1 1 8 ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

節 1 報酬は、緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

節 7 賃金は、緑化推進員賃金、建築嘱託員賃金及び都市計画業務補助嘱託員賃金でございます。

1 5 8 ページをお開き願います。

節 1 3 委託料は、工事積算システム構築委託料、耐震改修促進計画更新委託料、摂津市開発許可・確認経由管理GISシステム構築委託料ほか 2 件の委託料でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、その主な項目といたしまして、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金及び耐震改修補助

金ほか8件でございます。

続きまして、目2街路事業費では、執行率53.3%でございます。詳細につきましては、決算概要118ページから120ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

節1報酬及び160ページの節11需用費は、都市景観事業に係る経費及び新在家鳥飼上線道路整備事業に係る修繕料等でございます。

節13委託料のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います調査設計等委託料、物件補償算定等委託料及び物件補償算定委託料でございます。

節15工事請負費のうち、新在家鳥飼上線道路改良工事でございます。

節17公有財産購入費は、新在家鳥飼上線道路整備に係る土地購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、都市景観形成活動助成金は、都市景観形成市民団体に対する助成金でございます。

節22補償、補填及び賠償金は、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います物件移転等補償費でございます。

続きまして、目3緑化推進費では、執行率84.7%でございます。詳細につきましては、決算概要120ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主なものといたしまして、節16原材料費は花いっぱい活動に対する助成を初め、市内花壇などの育苗用の肥料、土、樹木等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

続きまして、目4公園管理費では、執行

率96.7%でございます。詳細につきましては、決算概要120ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

162ページにかけまして、その主なものといたしまして、節11需用費は公園などの光熱水費及び修繕料等でございます。

節13委託料は、都市公園など施設の機能維持を図るための公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料、公園台帳作成委託料及び公園等日常点検業務委託料でございます。

節16原材料費は、公園の維持管理に係る砂場の砂、板材などの補修用材料費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理している団体に対する管理補助金でございます。

節27公課費は、公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。

170ページをお開き願います。

款8、項1消防費、目3水防費につきましては、執行率99.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の128ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節19負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合に対する負担金及び安威川ダムの建設に伴う水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上で、認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○弘豊委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 これまでのこともお聞かせいただきたいと思うんですけれども、まず歳入で、決算書40ページの土木費国庫補助金7,596万円が減額補正となっているんですけれども、この減額の要因を教えてくださいと思います。これは既に審議はされているんでしょうけれどもお願いいたします。

次に、決算書50ページの河川環境整備工事委託金621万円、これの性質ですね、どういったものか。歳出で河川工事というのは見つからなかったんですけれども、大正川の草刈りとかとリンクするようなものか。事務報告には環境維持の作業というのが河川にはあるんですけれども、そういったところの関係を教えてくださいと思います。

それから、歳出です。概要116ページのGISシステムの保守管理、地図情報ですね、これは27年度と28年度で共用、一元化するということが何か作業を進められているということになると思うのですが、これとの関係ですね。地図の更新のコスト、このGISシステム保守管理が一元化すると非常に削減されるというような説明をされていたようなのですが、現行の管理料とかがこれから安くなるということなのかお聞かせいただければと思います。

次に、概要の118ページの新在家鳥飼上線道路整備事業6,527万円、執行率は77.3%、繰越もあるんですけれども、決算書40ページの交付金2,126万円の補助率、こういったものが決まっているものなのか、補助との関係などを教えてくださいと思います。それから、今、事

業を完了というか、今現在の状況などもお聞かせください。土地収用とか補償費とかいろいろあったんですけれども、工事費用とか人件費や単価がこの間値上がりをしているというようなことも問題になっていたようなのですけれども、決算を迎えてどうだったのか聞かせていただければと思います。

それから、課別に分けて、前後すると思いますがよろしく申し上げます。

概要120ページの公園なんですけれども、公園の日常点検の委託料について伺いたいと思います。この27年度から月1回、2名で公園パトロールを外部委託でシルバー人材センターに委託ということなんですけれども、事務報告にもありますが、全公園170カ所を点検するのに要する回数というのはどういう感じなのか。このパトロール業務では市民からの苦情・要望以外にパトロールによって補修とか改善箇所の指摘など、パトロールによる報告というのはどのぐらい上がっているのか。事務報告には迷惑行為の抑制などということも書かれているんですけれども、月1回で効果があるのか。公園利用の多い休日に回っておられるのか、平日なのか。内容も教えてくださいと思います。

それから、概要120ページの公園みどり課で、花壇の維持管理の修繕ですが、予算のときにも審議されているんですけれども、26年は3カ所で143万円の決算、27年は2カ所で89万円に減額になったということなのですが、これは年ごとに大きく変わるとか、花壇の維持管理をどういうふうに考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

次、建築課で、概要118ページに戻ります。震災対策推進事業904万円です

が、耐震改修促進計画の更新委託が242万円、今年度予算も150万円というようなことですけれども、国・府の震災対策の焼き直しなのか、市の対策が本当に進むのか、耐震化の状況は進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、道路管理課で、概要114ページです。狹隘道路対策費ですね。今回919万円で執行率が92%なのですが、26年度は500万円減額補正をした上で285万円、執行率が57%。これは26年度は3件ぐらいだったと思うのですが、今回は何件ぐらいの対象になったのか。ちなみに予算の議論の対比では24年が7件の440万円、25年は2件で145万円。そのときに狹隘道路対策としては建てかえが進む中で20件2,000万円ぐらいの予算が適当だという話も出ていたのですが、例年10件1,000万円計上しているというようなことでしたが、民間の建てかえがこの間進んでいるのかなと感じております。この辺の状況と見通しもお聞かせいただければと思います。

次に、概要112ページの千里丘駅前広場の管理委託ですけれども、予算のときはエレベーターがふえたなどということで150万円の予算の増額でした。決算では1,865万円、執行率85.7%、26年の1,756万円、88%に比べて110万円ほどが増額となりました。このあたりはどういう要因が働いているかということですね。何かあるようでしたら教えてください。

次に、概要108ページの土木維持作業5,691万円ですけれども、国庫補助金があると思うのですが、予算では労働単価がふえるということで、450万円増とされておりました。事務報告で作業件数70

6件なんです。26年決算では5,321万円で737件あるのですが、単純に割るわけにはいかないと、残土処分ですとか草刈りまでいろいろなことがありますから割っていいことにはならないかもしれませんが、件数で割りますと27年度は1件当たり8万609円、26年度は7万2,198円なんです。これが労働単価の伸びだということになりました11.6%ぐらいの伸びということになるわけなんですけれども、労働単価の伸びをどう見ておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、概要112ページでの官民境界の地籍調査281万円で、26年の367万円より減額なんですけれども、これの調査はどこまで進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

114ページの橋の長寿命化ですが6,700万円、今回は3つの橋プラス点検ということですが、26年は一つと点検設計でしたけれども、橋の長寿命化にかかる経費というのは今後どうなっていくのかということでお聞かせいただきたいと思います。

次に、道路交通課で概要108ページ、交通安全ですね。決算書30ページの歳入の交通安全対策特別交付金、これが使われているのか、リンクするのか、1点お聞きしたいと思います。

それと、道路交通課に係る分でいいますと駐車場、駐輪場、事務報告の252ページから256ページ。決算書は32ページの使用料です。それと決算概要の110ページの管理料を見ますと、駐車場、駐輪場の利用件数は若干ふえているものの使用料には変化がなく、管理は委託で丸々ですから同じというのが見えてくるんですけ

れども、駐輪場、駐車場対策をどう見ておられるのかと。この間ずっと、まだまだ不足というのはこれまでの流れだと思うんですけども、状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと、114ページの自転車歩行者道路整備事業の設計委託料なのですが、これは境川の自転車置き場かと思えますけれども、この境川の設計が進んで、何台分設計で増設できることになったか、もし聞かせていただけるようならお願いをしたいと思えます。

次に、循環バス、巡回バスですね。概要の110ページです。循環補助が1,200万円と巡回が1,453万円、利用料もあるんでしょうけれども、この中身ですね。コース変更、バス増ががありました。乗降客数などの状況もお聞かせいただければと思えます。

次に、下水道業務課で水路管理です。概要102ページの水路管理1,792万円ですが、水路でいいますと私は正雀の三島荘のあたりを見ましたら、水路の形としてもうないものがたくさんあるのかなという気がするんですけども、そういう意味ではそれらはしゅんせつとか清掃とかの管理が必要ではないのかと思えますし、機能していない水路とかがあるのか、どうなっているのか、お聞かせいただければと思えます。

それと、108ページの下水道特会への繰り出しです。下水でもまたやりたいと思うのですが、26年度は21億5,600万円、27年度は19億1,000万円、これらの性質を教えてくださいと思えます。

それから、概要の114ページの排水路管理です。水路と排水路が私もよくわかっ

てなくて申しわけないのですが、排水路管理の事業内容もお聞かせいただきたいと思うのですが、排水ということですから、雨などで27年度は結構多かったので、管理で作業をされることが多かったのではないかと感じておりますのでその辺も、天気との関係も教えていただければと思えます。

以上です。

○弘豊委員長 順次答弁を求めます。

寺田建築課長。

○寺田建築課長 そうしましたら、建築課にかかわります内容としまして、1点目、歳入の国庫補助金の関係でお問いをいただいた分につきましても耐震の分がかかわってまいりますので、まずこちらからご説明させていただきたいと思えます。

まず、震災対策推進事業にかかわります国庫補助金には耐震診断補助金、それと耐震改修補助金、それと3点目に耐震化計画策定補助金がございます。当初予算の中で設けさせていただいている設定といたしまして、耐震診断補助金につきましては、木造住宅それから非木造住宅、3点目に共同住宅と特定建築物という設定をさせていただいております。この中で耐震診断に関しましては、木造住宅のみが今回の27年度については26件ございました。116万7,000円で歳出で執行させていただいておりますが、それに対しまして国庫補助が2分の1という形で補助をいただいている状況でございます。

続いて、耐震改修補助金でございますが、こちらにつきましては木造住宅を対象とした耐震改修ということで、設計もあわせてさせていただいております。26年度からこの耐震改修補助金につきましては、通常より30万円上乗せをいたしており

ます。国の緊急促進の耐震化促進という意味合いもございまして、こちらで27年度につきましては6件ございました。歳出が540万円という形の執行をさせていただいております。これにあわせてこの分につきましても、国庫補助については2分の1の補助金をいただいているような状況でございます。

続いて、耐震化計画策定補助金につきましては、2カ年にまたいでさせていただいております。これは19年度に耐震計画をつくらせていただいております。20年3月でございましたが、目標年次が27年度ということで耐震化率を90%にする形の計画でございました。これにあわせて27年度につきましては実態把握、それと市民に向けて耐震化に対する意向調査ということもあわせて実施をさせていただいております。それと、骨子案というものもつくらせていただいて、耐震化施策の効果の点検評価というような形の検証を27年度は実施をさせていただいております。引き続き、28年度につきましては、27年度の検証を踏まえて素案の作成、それとパブリックコメントの実施も予定をいたしているところでございます。年度内には計画の改定の作業を進めさせていただきたいと考えております。こちらにつきましても242万5,680円の歳出がございましたので、国からこの2分の1の補助金を頂戴してるところでございます。この執行に合わせて不用額を補正予算で減額補正させていただいているところでございます。

それと、2点目でございますが、GISの構築委託料ということで、これは27年度から28年度にかけて2カ年いただいております。債務負担行為ということで

いただいております。こちらにつきましては、これは昭和46年ぐらいから開発許可、それから市の開発協議、それと建築確認の経由事務というものがございまして、これが紙ベースで、2,500分の1を基本にしまして台帳で紙ベースで管理をしていたところでございます。ただ、紙媒体でございますのでかなり劣化が進んでいるということと、効率化ですね。窓口のワンストップサービスというところでございますが、なかなか検索しようにも紙媒体ですと時間がかかるということもございますので、GISというのは地理情報システムということで端末の画面に摂津市の位置図、住宅地図もベースにしておりますが、そちらに地番の情報であったりだとか、開発許可の過去の経緯、それと過去の開発の図面であったりだとか、その当時の協議の経緯、そういうものがワンタッチでその地図のところをクリックすると検索できるというものの構築を目指して、今、27年度から取り組みをさせていただいているところでございます。過去からの件数でいいますと、開発許可だけで相当の万を超える件数にもなっておりますので、この委託の中でそのような作業も進めながら、あと委託が終わりましたら、また職員で簡単に入力ができるような形のマニュアルの整備も行ってきたところでございます。

あと、3点目に耐震化計画の更新の委託の進捗状況と、国・府の計画の焼き直しではないかというようなご指摘もいただいたところでございます。先ほど27年度に市民向けにアンケートをとったというところでございますが、現実には建物の所有者、これは昭和56年5月31日以前の旧の耐震基準で建築確認を受けて建てられ

た所有者ということで、それを5月31日以前というのがなかなかしんどいので、それ以前の建物の所有者を固定資産税の課税の台帳の中から抜粋いたしまして、無作為でアンケートもさせていただいております。それと、過去に耐震診断を受けておられる交付された方に対してもアンケートを同様に実施をさせていただいております。これらの実施の内容を踏まえて今年度の計画の中に取り込みながら、市独自で施策の効果がどのように上がっていくかというところで、今、素案の作成に邁進しているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 続けて答弁を。

江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員よりの公共下水道事業特別会計繰出金につきましてのご質問にご答弁させていただきます。

公共下水道への繰出金につきましては、平成27年度19億1,000万円繰り出しているところでございますけど、この金額につきましては、毎年、総務省の自治財政局長より示されます繰り出しの基準、これに基づいて算出した額を繰り出しております。これにつきましては主に雨水に係るものでございまして、性質的には大きく分類しまして雨水の維持管理に係るもの、あと雨水の整備に係るもの、雨水に関する公債費に係るもの、これをこの基準に基づいて算出したものを公共下水道事業特別会計に繰り出しているところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 続いて、答弁を続けます。

竹下水みどり課長。

○竹下水みどり課長 山崎委員の水みど

り課に関係しますご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、日常点検業務委託の内容でございますけれども、委託業務は高齢者雇用の観点や経済性を踏まえた上でシルバー人材センターに委託しております。この日常点検業務委託では設備の管理・保守の実務経験者を2名配置していただきまして、月1回程度のペースで市内公園の全てを巡回し、遊具を含む各施設に対して目視・打診等の点検作業を行っております。また、必ず作業前、作業後には市役所で打ち合わせを行い、日々の情報共有が図れるように努めているところでございます。点検状況でございますが、4月以降、最初のころは軽微なものを含めると500件で修繕を要するとして指摘報告が上がってございましたが、今年2月末現在では早急に対処が必要な施設として252件を修繕しており、残りの施設については直ちに危険性がないものとして判断しております。対応につきましては、パトロール時において状態の変化に、必ず注意しながら経過観察をしているものでございます。この修繕の考え方でございますけれども、ベンチの塗装、座板の一部取り替えなどの軽作業でおさまるものについては、パトロール点検時や道路管理課いずれかにおいて修繕を行いまして、比較的規模が大きい施設になりましたら、当然ながら造園業者あるいはその土木業者へ工事発注をしているところでございます。そういった形で難易度に応じて段階的な方法をとっているところでございます。こういった複数の目線などによる点検は早期の修理が行えるものと考えておりまして、今後さらなる施設の改善に向けてシルバー人材センターとの連携を密に行いながら、公園利用者の安心安

全に努めてまいります。

それと、迷惑行為についてですけれども、あくまでも無理な公園遊具の使用をされている方に対する注意等々でございます。例えば火遊びをしていたとか、そういう方に対して注意をすると。法的に警備というのがシルバー人材センターはできませんので、あくまでも促すというところでございます。

それと、土日祝はどうなっているのかというお問い合わせでしたが、3月・4月につきましては公園の桜の開花のシーズンに入りますので、これについては1カ月通して休みなく点検を行っていただいているというところでございます。

次に、花壇の維持管理、平成26年度、平成27年度の差でございますけれども、市内の花壇を市民さんが花いっぱい活動をされているわけなんですけれども、まず全体の花壇数としましては57カ所ございます。その内訳でいいますと、市で独自で管理しているもの20件、この維持管理の修繕につきましてはこの20件に対する修繕でございます。その内容についてなんですけれども、平成27年度については比較的規模の大きい修繕がございました。別府公園の散水栓について、これは地域の自治会で花いっぱい活動をされると、地域苗圃も展開されるということで、そちらへ注力しており、散水栓の新たな設置であったり、あと苗圃の苗床の資器材の設置です。そういったもろもろがありまして、27年度と比べますと50万程度減っているというところでございます。

あと、市内水路の管理、しゅんせつ、清掃等、それから把握してるか把握してないか、機能の状況はどうなのかというお問い合わせであったと思います。これについては正直

申し上げまして、排水路の管理はあくまでも現状で管理させていただいております、はっきり言いまして数字は置いておりません。これはそのまま放っておくのではなくて、今後、調査検討してまいりたいと。とりわけ大雨時の排水路にもなっておりますので、その辺の把握には今後努めてまいりたいなというふうに思っております。あと、しゅんせつでございますが、堆積土砂が顕著なものについてはしゅんせつ委託料という形で予算計上をさせてもらっております。そちらで対応をとっているというところでございます。

最後に、排水路管理の内容でございますが、これも先ほど同様で管理と申しまして、大雨というよりはむしろ雑排水といったものが排水路には流れ込んでいると。それから、用水の排水にも使われているという多面的な部分もございます。天気との関係ですから当然なかなか先ほど申し上げたように大雨時にはこの排水路を伝って公共下水へ流れる、そういう落とし口もございまして、今後の予算の内容についてはあくまでも水路の修繕のみにとどまっております、この先の考え方の中での管理の対応についても、これも現状の調査をしながら把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○弘豊委員長 そうしましたら、続けて永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 山崎委員の道路交通課にかかわる質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の交通安全啓発事業について、また特別対策交付金についてのお問い合わせについて述べさせていただきます。

まず、交通安全啓発事業としましては、

交通安全推進員としまして平成24年4月1日から自転車安全利用倫理条例に基づいて雇用した職員の賃金と、あと消耗品費としまして、春・秋の交通安全運動の推進に必要な啓発備品だとか、交通安全対策に必要な予算をいただいております。その中で通学路の看板だとか、あるいは2年ほど前から高齢者の運転免許自主返納者への反射材付ジャンパーの支給により、高齢者への運転免許自主返納を促すような予算をとらせていただいております。

特別対策交付金につきましては、道路交通課所管ではなく総務の所管になってくるので、内容は把握はしておりません。ただ、交通安全啓発事業に伴いまして、その事業として特別にいただいている交付金という内容ではないと把握しております。

続きまして、自動車・自転車駐車場の使用とか利用件数、またどのような状況になっているかというお問い合わせについてでございますが、市営の自転車及び自動車駐車場につきましては、市内5駅のうちJRの千里丘駅、それと阪急摂津市駅、それからモノレール摂津、南摂津両2駅合わせて4駅の周辺で市営自転車・自動車駐車場を整備させていただいております。

自転車駐車場につきましては、駅利用者にとって必要な施設であり、毎年の利用件数や収入としては、多少の上限があったとしても横ばい状態になっております。ただ、自動車駐車場につきましては、例えばJR千里丘駅周辺になりますと民間の自転車駐車場が整備され、料金も低価格になっているかげんでどうしても利用台数、使用料については伸び悩んでいるところがございます。ただ、対策としましては、これまで平成24年のときに料金改定もしまして、1日の上限利用料を1,000円

にしまして、周辺の自動車駐車場と料金が近づくような対策はさせていただいて使用料の改善に向けた努力はさせていただいております。ただ、余り上限料金を下げ過ぎますと民間を圧迫するというところで周辺の料金価格を見ながら、設定したというような状況であります。ただ、やはり自動車駐車場はそういった周辺の民間の整備がふえたおかげで、市営の自動車駐車場としてはさほど伸びずに指定管理者への指定料金との広がりが出てきているような状況となっております。

それから、境川の件ですが、場所につきましては阪急摂津市駅の北側、境川の右岸でありまして、自転車歩行者の専用道路として委託をかけております。その中で、河川管理者である茨木土木事務所から許可がようやくいただいて、11月に入って施工の準備に今取りかかっているところです。ただ、まずは自転車歩行者道の整備をします。幅としては河川の区域としては5メートルほどあるんですが、千里丘グランドハイツのマンション側はのり面になっておりまして、そののり面を補強土壁で地盤、土地の改良をかけることで有効的な公共用地ができます。そこについては、自転車駐車場として整備をしていきたい旨を今、茨木土木事務所とも協議しておるところです。目標としましては、110台の自転車を置きたいと考えております。

年度内中は、まず道路の整備、その後次年度、に向けて自転車駐車場の申請を進めていきたいと考えております。

続きまして、公共施設巡回と市内循環バスについてでございますが、まず巡回バスにつきましては、平成18年から運行し始めたかと思っております。これまでに地元の要望等も参考に、平成22年4月には五中前に

バス停を設けたり、あるいは平成25年8月からはスポーツ広場にバス停を設け、鳥飼西の地域にも運行ルートを経延長しております。その中で、乗客数につきましては26年度が約1万2,000人、平成27年度が約1万4,000人と、2,000人ほど数がふえている状況であります。

次に、市内循環バスにつきましてもこれまでに平成22年に南千里丘まちづくりでできました阪急摂津市駅にバス停を設けております。また、平成25年3月にはこれまで市役所を起点にした北ルート、南ルートというルートから、JR千里丘駅を起終点にしました運行ルートに変更しております。その後、平成27年3月には阪急正雀駅の十三高槻線の本線と側道が供用開始しましたので、それに合わせて阪急正雀駅周辺まで運行ルートを伸ばし、バス停を設け、利用者の利便性を向上させるような状況であります。乗降者数につきましては、平成26年度から平成27年度、1年間で約3,900名ほど利用客が増加している、このような状況になっております。今後もバス利用者へのアンケートだとか、周辺の道路整備に合わせて運行ルートの変更だとか、見直し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 小寺参事。

○小寺参事 山崎委員のご質問にお答えいたします。

都市計画道路新在家鳥飼上線の整備の状況と、あと歳入で土木費国庫補助金が本事業に充当されておりますので、その辺の額のご説明をさせていただきます。新在家鳥飼上線は、大阪中央環状線と鳥飼土地区画整理事業区域の方向、府道の茨木寝屋川線を結ぶ道路でありますけれども、新在家1

丁目の一部区間におきまして、現況道路幅員が約5.5メートルと狭く、また歩道が整備されておらず、大型車の離合ですね、すれ違いが困難な状況であることから、今回歩行者及び自転車の安全と通行車両の円滑化を図るべく、歩道設置と車道の拡幅を行ったものです。未整備区間は約800メートルあったわけなんですけども、今回そのうちの約150メートルに歩道を設置されまして、平成27年度末に供用開始されたところでございます。幅員は10.5メートル、都市計画道路の幅員で整備しておりまして、車道が7メートル、歩道が3.5メートルとなっております。

そこで、今回この事業に平成27年度に充当しました費用についてなんですけども、歳入としましては、社会資本整備総合交付金としまして土木費国庫補助金を充当しておるわけなんですけども、当初は本事業の用地買収費と工事費合計に対しまして、3,465万円ほどの歳入を見込んでおったんですけども、国の補助金の配当率が低く、その配当率に合わすような形で歳入を補正で減額しております。

歳出なんですけども、今申し上げましたとおり、平成25年から3カ年にかけて本格的に用地買収を進めまして、27年度につきましては残る1件の用地買収と、あと物件補償ですね、これは地権者の方1名と借家人の方1名がおったんですけども、その物件補償の移転費を執行いたしました。その後、平成27年の後半ですね、9月から道路改良工事ということで歩道設置、車道部分の拡幅と舗装のやりかえ、切削オーバーレイ工って言いますけども、を実施いたしまして、3月末に供用開始したところでございます。

あと、人件費、工事で言いますところの

労務費なんですけども、これにつきましては発注する時点での最新の労務単価を適切に用いまして、工事の積算をいたしまして、その労務費等、土木構造物の構築費等ですね、積算して入札に付しまして、適切に執行したところでございます。

新在家鳥飼上線の状況と費用のご説明については以上です。

○弘豊委員長 山本次長。

○山本建設部次長 山崎委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

歳入の国庫補助金の内容でございましたけれども、当初私ども府、国に対しまして国庫補助をお願いしておったんですけれども、国から府におりてきた額が当初私どもの要望してた額よりも、内示額というふうに呼ばれてますけれども、その額が100%ではなくて51%、市に対して51%の内容でございました。それを割り振った額となっております、先ほど委員おっしゃったように、27年度の、補正4号の中で報告させていただいた内容でございます。河川の委託費についてでございますけれども、この内容は事務報告の239ページに載っております、大正川の草刈りの内容を大阪府から委託金という形でいただいているものでございます。請負費が583万2,000円でございますけれども、これに事務費を加えた額を大阪府から621万1,080円いただいている内容でございます。

それと、狹隘道路の件でございますけれども、先ほど委員おっしゃったとおり、毎年、最近では1,000万円ずつ要望して予算をつけていただいておりますけれども、発生主義という形で、見込み額以外は補正で返したり、不用額が発生しております。ただ、27年度につきましては、建築

並びに私ども狹隘担当している者が地道に交渉した結果かなというふうに思っておりますんですけれども、補正減額することもなく、件数で参りますと27年度、事前協議21件ございました。26年度からいくと5件ふえてございまして、助成件数も3件から10件と、助成させていただくのは個人さんの家屋が対象でございますので、そういうものがふえてきたのかなと。条件を満たさないものも当然ございますけれども、これは営利目的だとかいうことでございますので、そういうことにつきましては当然助成はいたしませんけれども、実際上後退はしていただいているという内容になってございます。

それと、千里丘駅前の管理委託料の件でございますけれども、これにつきましては平成26年度の途中から、エレベーターが開通いたしました。その分のエレベーターとそれにつながる部分的な通路の管理も私どもいたしておりましたので、それが12月末でしたので3カ月程度、ただ27年度につきましては、4月から1年分という形でふえてございます。

それと、土木維持の内容でございますけれども、まさに単価が上がったということが一番大きな要因でございます。平成25年度にかなり上がりました。そのときに、価格をもう一遍見直ししてまでお支払いしてきたという経緯もございます。24年から27年にかけての予算額でいくと、約15%ぐらいふえておるんですけれども、単価契約額でいくとざっと35%ぐらいふえてきているというところで、乖離は出始めておるんですけれども、毎年増額していただいて、何とか処理しておるんですけれども、件数的に減ってるのは、1件ごとの額というのはなかなか対比は難しいんです

けれども、実際上そういう状況では進んでおるといところでございます。

それと、橋梁の長寿命化の件でございますけれども、毎年ふえていくのかというお問い合わせでございました。26年度で3,960万程度だったんですけど、27年度におきましては修繕と点検もふやしていただいたというのと、修繕するための実施設計も1橋ふやして2橋になっております。27年度につきましては、耐震補強工事もあったということで、点検すれば何がしかのふぐあいが出てくるということで、今までは事後的な対処をしておったんですけども、それが一気にならないようにという形で、予防保全ということですので、平滑に進めていくためにやっておるといところでございます。

申しわけございません。地籍調査抜けてございました。地籍調査も平成18年から約10年これで終わったんですけども、大阪府での進捗率、約10.1%、本市におきましてもほぼ同じ程度になってございます。額につきましても、地区を指定してやりますので、その面積だとか設計による入札、落札額によっても変わりますけれども、大体このぐらいの値で推移しているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ご苦労さまです。国庫補助は基本的には要望の、51%の内容で割り振りもしたということで、減額なんですけれども、最初の震災補助の分は件数に合わせてということで、減るということではよろしいんですね。全部が全部ということではないんですけど、いろいろ減額の理由があったということなんですけど、土木費のあり方、先ほども労務単価の問題などもありま

すので、またしっかりと精査をしていただければと思います。

河川工事は、大正川の草刈りとかですね、全額府持ちということではよろしいんですね。それは1件お聞かせいただければと思います。

それから、新在家鳥飼上線の事業ですけども、これは先ほど800メートルのうち150が手をつけられたというような形で、いろいろ大変なんだろうと思いますけれども、引き続きの拡幅、延長など当然要望はあるんだろうと思いますけれども、これからどうなっていくのか、お聞かせいただければと思います。

それから、公園管理ですけども、先ほど今いろんな形でご苦労いただいているのはわかったんですが、事務報告、226ページから227ページにあるように、このへんの管理運営ですね、いろんな業者さん、確かにいろんな方をお願いをしています。公園の管理ということですね、問題はないでしょうか。管理委託料の推移、これもさっきの労務単価ではないですけども、上がっているのかどうか。

それから、剪定など多くの業者さんにかかわってもらっておりますけれども、作業単価は業者間の差はないと思いますけれども、どういったものか。

それから、公園管理には市民からの要望で先ほど修繕、危険なところは当然手当していかないかんわけですけども、トイレの設置ですとか、いろんな要望が上がってきていると思うんですが、男性、女性と分けてほしいですとか、洋式トイレにしてほしいというのが、いろいろ話をさせてもらっていると思うんですけども、進めていただけているのか。鳥山公園とかせんだん公園、大きい公園でもまだまだ大変だとい

ふうに聞いておりますので、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

それと、公園の分でいいますとね、健都関係で今度山田川公園なくして保育所施設にしていくという計画がなっておると思うんですけども、総合計画では公園の面積を倍加するというような総合計画ですよね。そうなりますと、こういう目標に合わせて公園を、山田川公園だけですけども、減らしてよいものか、この辺の考え方をお聞かせいただければなと思います。

それから、震災対策ですけども、先ほど耐震診断が26件、改修、実際に6件、もう事務報告にも書いてありますね。そういうことでこういったお金の使われ方をしているということなんですけども、補助を受けずに耐震だけですから、建てかえそのものは耐震の補助ではなくて進んでいるところもあるんだとは思いますが、木造建造物、耐震化の状況、6割だと聞いてます。27年度目標が90%だったということもあります。この目標はね、なかなか達成できないというところをどう考えているのか。木造の、府の基準、国の基準で、先ほども言われたように、なかなか建てかえには使えないんですね。商売には使えない、いろいろ使いにくいというようなことも聞いておりますけども、耐震補強を進めるためにも何か手だてを考えるべきなのではないかと感じておるんですけども、いろんなところで私たち建てかえに補助をするというのは、耐震だけじゃなくてリフォーム全体に補助するですとか、今空き家対策なども問題になってますけど、この空き家対策との関係もお聞かせいただければと思いますが、取り壊しへの補助なんかもできないものかと。

それから、この耐震の問題で言います

と、ひとたび木造家屋が倒れる、倒壊するということになりましたら、避難経路を塞ぐと。そのご近所の人が逃げられないというようなことにもつながるわけですね。市民全体にかかわることで、所有者だけの責任に負わせることはできないのかなというふうに思います。市がそれこそ壊れそうな言うたらおかしいですけども、耐震、地震に耐えられないような木造構造物について、早く補強してもらい、建てかえをしてもらいという支援の拡充をね、市に求めたいと思うんですけども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

狭隘道路対策は、今回よく頑張っていたということなんだろうと思いますけども、これからの見通しですね、また頑張りますみたいな話だったんですけども、来年度に向けて、またこれふやしていかないかのかどうか、その見通しだけまたお聞かせいただければと思います。

千里丘の広場の分は、エレベーター、よくわかりました。土木維持作業、先ほどのいろんな仕事があるわけですけども、労務単価の伸び、マニュアルというか紙の上でこの間の値上がりに合わせて変えて入札もしてという、ご苦労いただいているのはわかるんですけども、実際に労働者への単価の伸びっていうのはチェックできないんですかね。なかなかアベノミクスは功を奏してないって、賃金は伸びていないというようなことは聞いとるんですけども、この東日本大震災、もう5年になりますよね、のときからあちらに手がとられて、労務単価が一っと上がったというのが流れだったと思うんですけども、さっきの30%ぐらいの値上がりみたいなっていうのは、何かいつまで上がるんだろうという気はしてまして、実際のところの労務単価、本当

にちゃんと上がっているのかチェックができないものか、業者さんの利益だけがふえているということにはなりませんけれども、その辺をどんな感じなのかをお聞かせいただきたいと思います。

先ほど、剪定のね、造園屋さんの事業なんかでも上がっているというふうにもお聞かせいただけてますけども、土木事業全体がやっぱり上がっていくような形になっていくのか、ほんまに労務単価の値上がり、どこまでチェックできるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、境界調査はわかりました。

橋の長寿命化は、先ほど言われたようにいろんな点検をすればまた新しく発見してくる、20橋ほどはもうやらないかのかなという気はするんですけども、もう長寿命化では済まない、もうそろそろ架けかえが必要になってくるというようなことにはならないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、境川にまた110台ほどの駐輪場ができるということで、自転車置き場は本当に不足をしているということなんだろうと思うんですけども、自転車置き場、これからも駅前増設の要望に応える努力をまた求めたいと思いますが、正雀駅前の自転車置き場も今工事に入ったりして、使えなくなってる部分があったりしますが、完全民営で建ってる部分があるんですけども、正雀駅前の自転車置き場の確保についても伺えればなと思います。

それから、交通安全ですね、いろいろバスの流れなんかも言うてもらいましたけど、十三高槻線、正雀一津屋線の交差点の改良工事、歩道の部分まだ残ってるんですけども、その辺の進捗もお聞かせいただければなと思います。

それから、バスの説明もよくわかりました。もういろいろ手をいただいて、乗降客数もふえているということで、ご努力は頑張ってもらってると思うんですけど、一番乗降客ふやすのはやっぱり1時間に1本というのはなかなか大変な、使いにくいんだらうなという気はしてます。バスの本数を一番ふやすのが客数を上げるという一番の手だてかなという気もしますが、なかなかお金との関係で難しいのかもしれないんですけども。

あと、バスのサービスの向上という意味では、市民サービスとして乗降客数が今非常に多いか少ないかではなくて、今、コース変えられて、歩道が広いバス停もふえてるんじゃないかと思うんですが、可能などころではそれこそベンチの設置ですとか、屋根の設置、要望上がってると思うんですけども、この検討、進んでいるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

あと、下水道特会の繰り出しですね、先ほども雨水関係、国の、総務省の通達での割合で繰り出し、雨水関係はしてるということをご報告いただきましたけれども、法的化事業も進めておられて、公営企業会計に下水道特会は、していくということになっておりますけれども、公営企業会計では通達などで公共下水道事業と、それから防災、雨水などの自治体が対策しないといけないところの区分は明確にするようになってくるんだらうと思うんですけども、雨水処理と市が責任を負う部分、数字の割合ではなくて、しっかりと下水道特会としては繰り入れをきちんと求めるべきだと思うんですけども、これまで市の事業ですから、もう下水道特会であっても市の事業、これ一緒にやってるだろうと思いますけれども、市の負担で本当は下水

特会に負わせるべきでない仕事をさせたとかいうふうなことはないのか、お聞かせいただければと思います。

それから、排水管理ですね、水門の監視業務とか、そういったものも今回水みどり課になるということになるのでしょうか。この移行で、下水道の業務と水路、排水路とかが分けられるということで、業務が二重になったりしないのかなと。つまり、下水なんかでもそれこそ管理で言うと監視業務などもあると思うんですけども、こういった部分で水路監視とこれが分けられるのかどうか。それから内水、浸水対策、これ想定も下水でされて、いろいろされてると思うんですけども、この浸水対策なども下水と排水で分けるなんてことも難しいのかなと思うので、どういうふうになっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 順次答弁を求めていきます。

最初に寺田建築課長。

○寺田建築課長 山崎委員の2回目の質問に対しまして、ご答弁させていただきます。

震災対策ということで、3点ほどお問い合わせいただいたかと思えます。まず、耐震化率の状況でございますが、民間住宅の耐震化率につきましては、平成27年12月末時点の推計値ではございますが、約81%の状況でございます。こちらにつきましては、住宅土地統計調査、もろもろ人口動態等を踏まえまして、弾き出した推計値でございます。

建てかえによるものかということのお問い合わせもいただいておりましたが、大阪府で過去この耐震問題に対しまして、実態の調

査もされておりました、耐震補強されてる割合と、実際建てかえで建物が除却されて耐震化率が伸びてるというのが、建てかえが9、耐震補強が1と、そういうような割合になっておるとというのが今の実情でございます。

それらを受けまして、2点目のお問い合わせもいただいておりましたが、現行の耐震改修の補助制度というところでございますが、建てかえの分についての除却が対象にならないかということの問い合わせもございましたが、我々もそういうような実情もございますので、27年度からこの耐震改修の補助の中で、除却に対しましても補助をできるような形で制度設計をさせていただきました。ただ、27年度につきましては我々の周知不足もあろうかとは思いますが、ゼロ件でございました。ただ、今年度につきましては、今現時点で除却の交付の申請は1件ございますので、需要としてはあるのかなというふうにも考えております。商売されてる方だとか、お住まいになられてないところについては、この耐震改修の補助制度というのが、やはり居住されている、ないしは居住しようとしておられる方に対する補助になります。木造住宅についての補助ということでございますので、なかなかこの補助のメニューに入ってくれない方というところで、やはり所得のかけんであったりだとか、いうところもございますので、我々も低所得者向けの一定補助の枠組みもつくらせてはいただいておりますが、27年度につきましては一般の補助の部分と、低所得者向けということになりますと、3対3ということで、全体では6件でございますが、低所得者向けの補助の内容につきましても、3件執行させていただいているところでございます。

あと、リフォームであったりだとか、空き家の話も委員おっしゃっておりますが、リフォームにつきましてはなかなか、これは個人さんの財産でございますので、原則建物の所有者の方が一義的には補強していただくという前提の下で、我々考えさせていただいているのが、先ほどもおっしゃっておられましたように、やはり地域の生活道路での大地震発生時におきまして、生活道路に建物が倒壊するであったりだとかによりまして、避難であったりだとか、緊急車両の通行を妨げるという地域の公益性の部分もございますので、この耐震補助制度、国を挙げて制度構築をして、運用してきたところでございます。そういう中で、先ほどおっしゃってた、市が率先してそういうところに手当てですね、していかなあかんということは確かに我々肝に銘じてさせていただいてるところなんです。なかなかやはり個人さんの財産というところでございます。そこに我々は市民啓発ということでNPO団体であったりだとか、大阪府さんとも連携協力しながら、市民フォーラムというものも、そういう木造住宅が密集している地区に重点的に開催もさせていただきながら進めておるところでございますが、そちらの市民フォーラムに参加いただく方というのは、そこそこ耐震化に対しまして意識をお持ちの方がご参加いただけるのかなというふうにも認識いたしております。ただ、市民、市内各戸向けに新聞広告等で折り込みのチラシも入れさせていただいておりますが、やはりその動機づけというところで、耐震化に向けてそのところの気づきの部分がなかなか難しいのかなというのは、我々事務方としては思っておりますし、先ほど申し上げましたアンケート調査

の中でも、やはり気づきの壁、それと気づいたけど耐震化に向けて行動としての動きですね、ここの部分でこの木造住宅が密集しているところ、40年、50年たったような建物がございますので、高齢者の方が多くお住まいでございます。そういうところで、動機づけの部分でも心の壁といったところで、やはりあるのかなと。

それと、先ほど委員もおっしゃいました、費用の壁、やはり耐震改修しようとするとなかなか、動機づけもそうなんです。改修費用も高くなってくると。さらに、26年、消費税の値上げ、それと伴って労務費の上昇であったりだとか、資材価格の上昇もございました。そういうことで、26年度は一旦耐震改修も伸び悩みましたが、27年度は比較いたしますと耐震改修についても増加傾向を見せてるというような状況もございますので、そういったところで引き続き我々といたしましては計画の改定の中でも地に足のついた計画づくりをしていくとともに、外部の有識者の方にも入っていただいて、有識者懇談会というもののご意見、ご助言もいただきながら、そういう市独自の施策の検証もしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 続いて答弁を求めます。

西川都市計画課長。

○西川都市計画課長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、新在家鳥飼上線の整備のこれからどういうふうになっていくかということについて、お答えさせていただきますが、先ほどもご説明させていただきましたように、都市計画道路としての新在家鳥飼上線は、中環と、それから区画整

理区域を結ぶ重要な道路でございます。過去からも地元より、歩行者や自転車の安全対策についてご要望いただいているところでございます。今回、平成27年度に整備させていただきました区間を除き、歩行者の安全対策につきましては平成8年から、25年までかけて、水路の上部を利用しまして歩行者空間の整備を行ってきたところでございます。

しかし、歩行者空間は確保できたとしまして、依然大型車の離合につきましては課題があるというふうに認識してございます。車道部分の整備を行うにつきましては、水路の構造の部分、それから関電のケーブルの地下埋設物があるということが課題として残っておりますが、来年度以降少し検討していきたいと思っております。

それからもう1点、交通安全対策につきまして、府道十三高槻線の未整備区間の話だったと思います。こちらにつきましては、十三高槻線正雀工区は、平成11年に大阪府の事業として事業着手し、正雀のアンダーパスの工事などを経て、平成26年4月に地下のアンダーパス部分の道路開放を行っております。が、歩道部分一部側道の未整備区間を残しております。大阪府からは、十三高槻線と府道の正雀一津屋線の交差点部分に未整備部分が残っているということで、問い合わせしますと、地権者の事情がございまして用地買収が整っておらず、整備ができてない状況にあるというふうに聞いてございます。

以上です。

○弘豊委員長 竹下水みどり課長。

○竹下水みどり課長 山崎委員の2回目の質問にご答弁申し上げます。

まず、公園管理の委託料の考えでございませけれども、委員ご推察のとおり、労務

単価の上昇も加わっております。今回の増額要因として、それより何より明和池公園が前年度、管理移管を受けております。供用は今年の3月30日なんですけれども、その関係で主にはその除草の清掃であったりですとか、もちろんサクラの剪定もございまして、そういったもろもろの部分が前年度と比較して650万上昇しております。というところで、公園管理委託料全体で見ますと、この1点、この剪定業務委託の部分になっております。

それから、2点目のトイレの設置なんですけれども、実は市内の公園には約30カ所トイレがございまして、増設というよりは、むしろ洋式化してもらいたいと。今の若年層世代はなかなか和式にはふなれできないと。とりわけ子どもたちはまずできないという声も頂戴してまして、徐々にではございますけれども、衛生上の問題も必ずあると思っておりますけれども、洋式化にしていきたいと思っております。ちなみに、ふるさと公園では1カ所洋式化をしております。

その次に、山田川公園の保育所設置の件ですが、総合計画にもうたってございませように、住民1人当たりの公園面積というのは5平米以上となっております。これは都市公園条例にも定めてございませ。山田川公園、我々緑化推進を進める立場でいながら、減るといのは非常に残念なことございませけれども、全市的なこの政策の決定というふうに捉えて、考えておりますので、これ以上の答弁はできないものかなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○弘豊委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 山崎委員の2回目

の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、自転車駐車場の件で、正雀駅前についての駐車場確保についてのお問い合わせかと思いますが、まず阪急正雀駅の周辺の自転車駐車場につきましては、市営というわけではなく、管理運営が自転車整備センターが行っております。周辺にはその会社が管理運営しているのが4カ所ありまして、今現在委員ご指摘の自転車駐車場につきましては、老朽化に伴う施設更新の工事をやっておるところでございます。それにつきましては、道路交通課にもどういった内容かというのはいただいております、ただ利用者に対して不便、支障がないように指導しているところでありまして、場所としましては正雀川の上部に自転車駐車場がございまして、そちらに誘導したりとか、対応しているかと思っております。今後につきましては、施設の電磁ロック式に変えるという内容で聞いております。

次に、バスの件でございますが、委員ご指摘のとおり、時間当たり本数をふやせば利用者はふえるのではないかというようなご内容であったのと、あとベンチの設置についてであったかと思いますが、まず市内循環バスにつきましては、路線バスでありまして、近鉄バスが運行しております。そこへ使用料に伴う運営が困難ということで、市が補助金1,200万円補助させていただいております。1,200万になったのは、正雀十三高槻線の供用開始に合わせて正雀駅前まで乗り入れたことで、200万アップして27年度1,200万円の予算で補助しているところですが、これでもやはりまだ収支バランスが悪いということは聞いております。

次に、公共施設巡回バスにつきまして

は、阪急バスに市が完全に委託しているようなバスになっております。平成27年度は1,453万3,000円の予算をいただいて、委託し運行しております。両方もやはり1台で回っております関係上、運行の距離に合わせてどうしても時間当たりの本数というのは限られてきます。巡回バスにつきましては、鳥飼方面の路線バスを補完するバスとして運行しております、平成25年8月に鳥飼西に延伸したことで、時間当たりの本数もさらに伸びたような状況となっております。今後は、予算も伴いますので、このあたりについては今後また検討していきたいと考えております。

また、ベンチにつきましては、これまでにバス停、待っておられる方、どうしても定時制が、バスの時間が渋滞等に影響してなかなか来ずにバス停で待つということが多くて、ベンチを設けてはどうかというような要望もいただいております。その中で、文化ホール前南行き車線に道路の歩道幅員が、市道なんです、道路幅員が設置をして、その残りの部分で幅員が確保できるということで、管理に阪急バスが申請を出しまして、1カ所設置させていただいた経緯もあります。また、公共施設巡回バスにつきましては、鳥飼体育館、新鳥飼公民館ですね、そちらの施設管理者と協議をしまして、これは市が貸し切りしてしますので、道路交通課から施設管理者に協議をしまして、設置をさせていただいております。今後も路線バス等におきまして、バス停が設置できる箇所がもっとないのか、その辺は要望してはいきたいなどは考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山本次長。

○山本建設部次長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

大正川の草刈りの件でございますけれども、通常私ども河川の部分を使って道路として占有している場合には、通常河川の許可条件として、道路から1メートルずつという条件で草刈りをいたします。ただ、大阪府につきましては、文書交わしまして、1回だけは全て同時発注する形で府の予算をもって出しましょうと。事務報告書の240ページでございます2期工事は、市全く単独でやらせていただいているという状況でございますので、1回だけは府の委託金をいただいてやっているという状況でございます。

それと、狭隘道路のこれからの見通しということでございました。年々、若干ずつではございますけど、事前協議はふえている傾向にはございます。この中で、個人さんのものが助成対象になってまいりますので、この景気の中で個人さんの建てかえが進めばということが考えられるかなというふうに思っております。

土木維持作業における実質的な労務単価ということでございました。土木維持作業の単価契約につきましては、トラックと運転手、作業員の組み合わせで単価契約いたしますものですから、まさに労務単価がすぐはね返ってくるという状況の単価契約になってございます。ただ、労務単価の設定につきましては、実勢をもとに出されますので、その方がどれだけというのは私どもでは知ることはできませんけれども、実勢調査の中で出てきたものというふうに考えてございます。

長寿命化の件でございますけれども、架けかえにならないのかというお問い合わせでございます。点検いたしまして、いろいろ今

の現状を見ております。その中で、ここで早期に直しておけば長寿命化を図れると。放置すれば、ずっと放置すれば架けかえも発生するというので、それまでに手を打つという形で進めさせていただいておるところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の2回目の繰出金についてのご質問にお答えさせていただきます。

質問といたしましては、一般会計で負担すべき雨水の整備を、公共下水道事業特別会計で負担しておるのではないかと、そういうことはないのかということだと思っております。この繰出金につきましては、現在公共下水道の特別会計につきましては汚水処理費を使用料収入で賄えてないとか、そういう経営状況についてはかなり努力しておるということは理解しております。先ほどご説明させていただきましたとおり、総務省から示されておる基準に基づきまして、雨水、汚水、この区分が明確なものにつきましてはその区分ごとに、あと先ほど分類で申し上げました公債費など、その分類が明確に分類できないようなものにつきましては、一定割合のルールを決めまして、その中で適正に繰り出しておるところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 排水管の管理のことで、機構改革後水みどり課が所管する、また浸水対策は下水でやってるというようなことから、業務が複雑になって非効率になっているのではないかとというようなご質問がございました。これまで排水管、それから水路とも下水道事業課で所管

しておりましたけども、機構改革後、水路については水みどり課、それから水路機能のない雑排水管、これは主に生活排水、それから雨水を排除している管でございますけども、こういったものは下水で管理する、水路については水みどり課で管理をしていただくということになっております。どちらも浸水対策をやっても非効率ではないかというご質問でございますけども、水路につきましては用水機能もございまして、排水ポンプ等もございまして、その稼働に当たっては農業関係者との調整ということも必要になってきますので、これは水みどり課で所管をされてると。雑排水管についてはそういったことはないのです、本来雨水対策ということで下水が対応させてもらっているということでございます。

今後、水路については特に安威川以南の水路については、将来的には下水の雨水渠として整備をしていきたいと考えております。ただ、現状ではそういった用水の機能がございまして、今すぐに雨水渠の整備というのはできないわけでございますけども、用水機能がなくなれば順次雨水渠として整備をしていきたいと。

それから、既設の雑排水管についても、現状は主に雨水排除の役割を担っておりますので、将来的にはこういったものも雨水管として整備をしていこうと考えているところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○弘豊委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑の続きで、山崎委員。

○山崎雅数委員 3回目の質問をさせていただきます。

2回目で、土木維持作業は労務単価のほうに大分いってしましまして、維持作業の中身を聞いておきたいのが抜けていましたので、お願いをしたいと思うんですが、事務報告書の238ページ、土木作業処理件数があります。この土木維持作業はどんなふうに計画的にやられているのかどうか。我々もいつもご近所の路面標示が消えかかっているとか、それこそ穴が開いているとか道路補修とか、大体言ったことはあんまり間を置かずにやっていただいていますし、道路標示なんかは作業の都合上、幾つかまとめて、一日のうちに何カ所か一度にやってもらっているというのも承知はしているんですけども、こういったものは、先ほどの耐震ではないですけども、発生件数によって多い少ないがあったときに、予算が足りないとかいうことがないのか。先ほどの点検で、公園の500カ所の指摘があるけども、252件は済んで、あとは危険がなしとして置いているとかいうようなこともあったりするということでは、やり残しみたいなのが出る恐れがないのか。土木維持作業の実態についてお聞かせいただければと思います。

それで、耐震は先ほども言われたように、除却についても、今年度1件の申請もあるということで、補助もついているということで、いろいろ手は打っていただいているというのはわかりました。これからも危険な建物ではないですけども、本当にそういったものは早く手を打っていただけのように頑張っていただきたいと思います。

それから、鳥飼上線も拡幅の継続をぜひ頑張っていただきたいと思います。

それから、公園管理のトイレの設置、徐々にとおっしゃっていただきましたけれども、なかなか利用者の方は、今大変なんだということです、スピードを上げて、トイレの設置とか要望しておきたいと思えます。

それから、山田川公園については、全体でという話でしたけれども、公園を預かっている課としては総計に矛盾することになるんじゃないかぐらいはぜひ言うてほしいと思えますので、要望としておきます。

それから、正雀駅前の自転車駐輪場は利用者の迷惑にならないようにということをおっしゃっていただきましたけれども、利用者としては、すぐに確保というか、お願いをしたいと思えますので、これも要望としておきます。

バス停のベンチの増設はできるところはほんまに検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、労務単価の問題は実勢調査というのがあるのはあるんでしょうけれども、上がり続ける傾向について何とかできないのかなという気がしております。その辺は、またこれからのことでお願ひをしていきたいと思えます。

それから、橋の長寿命化は、今は長寿命化で手を打っている、架けかえにはならないということなんだろうと思えますけれども、管理瑕疵にならないように、ぜひともよろしくお願ひをいたします。

それから、下水道はまた後でやりますけれども、繰出金、しっかり市でいただけるものはいただいてもらって、それこそ下水道は下水道料金というのが発生してきますから、それにはね返えられないようにきちんとやっていたいただければと思えます。

それから、浸水対策も、一応明確に分けられるし、水路は農業関係者との調整もあるということで、分けて問題はないということでの答弁をいただきました。どっちにしても、浸水対策、市民に大変な事態が起こらないように頑張っていたいただきたいと思えます。

1点だけお願ひいたします。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

山本建設部次長。

○山本建設部次長 山崎委員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

土木維持作業の内容ということでございましたけれども、土木維持作業はトラック1台と運転手、作業員1名、もしくは2名、通常作業員1名で組んでおる体制を通常3班用意してございます。それで、車と人だけのものですから、作業を中心とする維持作業にかかっております。その日に日程を組んで、こういう作業を事前に一応組み込んでございます。予定どおりにいけば、それをやるんですけれども、急遽何か発生した場合は、その場所に切りかえてやるというような作業をいたしております。路面標示というものにつきましては、別個交通で復旧でやっておりますので、あくまで作業だけをするものでございます。

また、材料等については別途原材料を購入してアスファルトを張るだとか、一部モルタルだとか、コンクリートの作業もいたしますけれども、あくまで人での作業ということになってございます。

労務単価のお話もございましたけれども、あくまで単価は府からおりてくる標準単価というものを使っておりますので、市独自で単価という設定はしてございませんので、あとはその中で設計を組んで、入札によって落札されて、実勢に合った額にな

っていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 維持作業、予算の確保とかいうところの答えはなかったようなんですけども、足りなくなるというようなことは基本的には今のところないのか。伸びるというか、ふやすとかいうことはないのかだけお聞かせ願えたらと。

○弘豊委員長 山本次長。

○山本建設部次長 山崎委員の質問にお答えさせていただきます。

実質上、過年度からの伸びからいくと、予算的には苦しいという状況ではなっております。その予算の範囲内でこの班を決めたものを1班当たり幾らというふうに決まっておりますので、それをつぎ込んで年度内に使い切るといいますか、範囲だけしかできないという状況ではあります。ただ、積み残し等は極力ないようにしておりますので、工夫もってやっておりますのでございます。

以上です。

○弘豊委員長 よろしいでしょうか。

質疑を続けてまいります。

南野委員。

○南野直司委員 この平成27年度の決算から、この建設常任委員会に戻ってまいりました。いろいろと教えていただきながら質問をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

まず初めに、歳入のほう、決算書で41ページの道路橋りょう費補助金ということで、これ調定額が2,452万8,000円でございます。社会資本整備総合交付金の中の橋りょう耐震補強、それから、道路舗装、それから橋りょう修繕、橋りょう点

検ということでありまして、この社会資本整備総合交付金の中の防災安全交付金を活用しながら、路面の性状調査の結果や、日常の道路のパトロール、市民の皆さんから寄せられる苦情を要望の内容と緊急性、路線の重要度の全てを総合的に判断して、舗装の修繕箇所と優先順位を決めて、年次計画に基づいて、道路舗装の修繕を進めていくという認識であるんですけども、そのような国からの予算なのか、中身について教えていただきたいと思ひます。

それから、午前中から山崎委員が質問されまして、重なるところがあると思ひますけども、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、決算概要でいきます。

108ページの交通安全啓発事業、決算額462万758円についてでございます。先ほども答弁いただいたと思うんですけども、春、秋の交通安全運動の推進及び市民の皆さんへの交通安全意識の啓発ということでございますけども、全体的に平成27年度に取り組みされた内容について、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、3点目に、先ほども質問ありました110ページの市内循環バス運行補助事業、決算額1,200万円、それから、公共施設巡回バスの運行事業、決算額1,453万2,993円についてでございます。

永田課長からご答弁あったんですが、公共施設巡回バスの運行事業が平成27年から、1年間で2,000人ふえたと言われたと思うんですけど、改めて確認したいと思ひます。どれぐらい乗降客がふえたかという部分ですね。

それから、市内循環バス運行補助事業もふえたということで、数字だけ、改めて聞

きたいと思います。よろしく願います。

それから、4点目でございます。

114ページ、橋梁長寿命化修繕事業、これも質問がありましたけども、決算額6,701万7,240円についてであります。この老朽化が著しい橋梁につきましては、災害時の安全確保の面からも長寿命化が課題になっていると認識をしております。橋梁長寿命化修繕計画では、損傷が大きくなってから対処を行う対処療法型から、損傷が大きくなるまでに予防的に補修を行う予防保全型へ転換を図られて、橋梁の安全性を確保するとともに、橋梁の長寿命化を図り、必要予算の平準化や維持管理コストの縮減を目指すことを目的としていますということでございます。

いろいろ点検されたりしていると思います。市が管理する橋とか、それから大阪府になってくるか、それは掌握されているかどうかあれですけども、橋梁長寿命化修繕計画で、どれぐらい橋があって、どの橋が対象になって、どのような計画に、見えている部分でいいと思うんですけども、今も大正川の橋を修繕していただいておりますけども、平成27年、平成28年、平成29年、確定している部分ですね。もうされた分も含めて、平成27年度の決算ということでありますので、平成27年からいいと思うんですけども、改めてこれも詳しく教えていただきたいと思います。

それから、5つ目です。これも114ページでございます。

交通バリアフリー整備事業、決算額464万4,000円についてでございます。香露園6、7号線の防護柵の改良、並びにカラー舗装ということでございますけども、平成27年に実施された内容について

お聞かせいただきたいと思います。

次に、6点目です。

118ページ、これも先ほど質問ありました震災対策推進事業、決算額904万2,680円についてでございます。耐震診断のさらなる推進、そして、耐震改修のさらなる促進が近年では求められておりますけども、この啓発という観点から、さまざまな取り組みをされていると思うんですけども、先ほどもご答弁あったかもしれませんが、一つは耐震化促進のための市民啓発活動として、市民フォーラムを民間事業者等と連携して開催し、補助制度説明や個別相談会を実施されておられると思います。

それから、耐震化の重要性や補助制度についてPRするためのチラシの戸別配布など、多様な取り組みを実践して、相談、それから耐震診断、件数の向上を図っておられると思います。

それから、未耐震住宅の立地が多い地区を選定し、自治会、回覧や戸別訪問、アンケート、聞き取りなど啓発の強化を図っておられると思います。ほかの取り組みも含めて、詳しい部分を啓発という部分からお聞かせいただきたいと思います。

7点目に、120ページの公園維持管理事業でございます。決算額1億2,821万5,570円についてであります。先ほどもご質問がありましたけども、この公園施設におきましては、遊具を除いてトイレやフェンス、洋式トイレという議論もありましたけども、トイレやフェンスなどの老朽化が進んで、今後の計画的な修繕が課題であると思います。

また、施設の安全管理を初め、高齢者の方や障害者の方に対応した法律がいろいろ変わったりしていると思います。バリア

フリー化も視野に入れた公園のリニューアルが課題であると。国の法律でしたかね。変わってきたと思います。公園のリニューアルが課題であると認識しますが、市としての取り組んだこととか、今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、8つ目ですけれども、阪急正雀駅前の歩道の整備について、進めていただいていると思いますけれども、どの辺まで進んできたのか。この平成27年度の取り組みと合わせて、進捗状況を聞きたいと思うんですけれども、用地の取得とか、あとは対象所有者の方との交渉とか、そういった部分をお聞かせいただきたいと思います。

それから、9個目になりますけれども、これは都市計画課に関連しまして、摂津市都市計画マスタープランについてお聞かせいただきたいと思うんですけれども、都市計画、まちづくりをめぐる社会情勢の変化に対応していくために、市のまちづくりの基本的方針であります摂津市都市計画マスタープランが平成27年3月に発行されました。この都市計画マスタープランに沿ったまちづくりが進んでいるか、点検検証する仕組みを構築して、適切な進行管理をどのように実践されるのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

1回目、以上です。

○弘豊委員長 順次答弁を求めていきます。

山本次長。

○山本建設部次長 南野委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、歳入でございまして、国庫補助金の内容でございまして、2,452万8,000円、そのうちの舗装の内容ということでございました。当初、道路舗装につきましては、補助基本額4,000万円に対し

て、10分の5.5、2,200万円を要求していたんですけれども、先ほど山崎委員の質問にございましたように、内示率が低下している中で、市内での見直しを行いました。補助基本額2,379万円のうちの10分の5.5、1,308万4,000円が道路の舗装に充てさせていただいております。これも、そもそも平成24年の国費の補正でいただいた分で、実際には平成25年に路面性状調査をいたしております。その結果に基づきまして、色判定しているんですけれども、そういう劣化の激しいところを国費に乗るという形でさせていただいております。

あと、次に橋梁長寿命化の内容でございまして、これも平成24年度に長寿命化計画の委託をしまして、平成25年に計画を出したんですけれども、その際に39橋の長寿命化計画を立ててございます。39橋のうち38橋は健全という状態でした。そのうち1橋、大久保橋というところ、二中の南側にあった橋というふうには皆さんお思いにならないかもしれませんが、それが若干劣化が進んでいるということで、修繕工事をいたしております。そのあと、今実施しております鶴野新橋と柳田橋、平成26年、平成27年、今回決算に挙げさせてもらっている分の実施設計をいたしております。そういう順繰りでやらせていただいているという状況でございまして、平成26年につきましても、平成27年度の決算にございまして無名橋の修繕工事、その実施設計をいたしております。平成26年から橋梁点検の義務化になりましたので、平成26年から定期点検を開始しております。柳田橋の耐震補強工事の一期工事、右岸側の橋脚の補強工事も平成26年度、平成27年度におき

まして、柳田橋左岸側、今回の決算に入っております橋脚の補強工事を行っております。

平成27年度につきましては、新在家鳥飼上線の修繕工事を実施しております、同じく橋梁点検も5年に一回できるようにという形で、27橋を発注しましたけれども、落札減をふやすという形で、実際には34橋いたしております。

また、点検を受けまして、橋梁の実施設計、防領橋と柳田歩道橋の実施設計を平成27年度にいたしております。平成28年度そのうちの柳田歩道橋を今実際修繕補修をいたしております。そういう状況でございます。

以上です。

○弘豊委員長 続きまして、竹下水みどり課長。

○竹下水みどり課長 南野委員の公園の高齢者のためのバリアフリーの関係のリニューアルの今後をどう考えているのかという点について、ご答弁を申し上げたいと思います。

平成25年4月に、摂津市の新規条例で、公園バリアフリーの条例を施行しております。これにつきましては、今現在、公園ではバリアフリーが完全に終わっているものが南千里丘公園のみでございます。その他の公園につきましては、まだなかなか図れてないような状況でございます。

ただ、少子高齢化などの社会情勢において、公園内のバリアフリー化は、高齢者、障害者を公園を安心してスムーズに行き交うために欠かせないものというのは認識しておるんですけれども、とりわけトイレがそうなんですけど、過年ではございませぬけれども、平和公園のトイレ入り口部分の全ての段差というのは解消してござい

ます。

また、昨年度におきましては、大がかりな改修はしておりませんけれども、少しでも段差が生じないように、簡易なアスファルトですりつけをしておるような状況でございます。

今後トイレ、並びにそのほかの施設へ利用者が安全に通行できるよう、本格的な改修を視野に入れながら、特に園路について、バリアフリー対策も順次講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○弘豊委員長 続きまして、永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 南野委員の質問に答弁させていただきます。

まず、1点目が安全啓発事業における平成27年度の取り組み内容についてであったかと思えます。

この啓発事業におきましては、先ほども山崎委員の答弁にもお話させていただきました平成24年4月からの自転車安全利用倫理条例に基づいて、指導員を1名雇用しております。その指導員に基づきまして、駅周辺、あるいは交差点、あるいは地下道付近における自転車利用者に対する指導啓発、そういったものに取り組んでおります。

また、自転車に関していいますと、平成27年6月1日だったかと思えますが、改正道路交通法によりまして、悪質な自転車利用者に対しましては、3年以内に2回検挙された場合は、自転車講習を受けなさいという義務化に改正となったわけなんです、その啓発としまして、平成27年4月の広報せつにつに折り込みチラシを入れまして、自転車の危険な行為に関する内容を載せたチラシを全戸配付させていた

だきまして、啓発に努めております。

あと、そのほかには、春、夏、秋と全国交通安全運動は春と秋なんですけど、夏におきましても、あるいは年末におきましても、啓発活動を行っております、年間を通しまして、駅前でのキャンペーンだとか自転車指導、その他5歳児の児童に対する安全教室、それから、小学校3年生を対象とした自転車安全教室、それと、教育委員会とも連携をとりました中学校におけるスクエアード・ストレートによる技法による安全教室、また高齢者に向けての高齢者安全教室等と、いろいろさまざまさせていただいております。

それから、バスに関しまして、公共施設巡回バス及び市内循環バスにつきましての乗降者数についてでございますが、市内循環バスにつきましては、平成26年度が年間1万1,409名、平成27年度、これは正雀駅前にバス乗り入れをして、これまでの朝夕の時間帯も1時間延長したことでバスの運行時間も延び、運行ルートも延びたことで、利用者数が約3,900人伸びておまして、平成27年度は1万5,294名という乗降客数となっております。

次に、公共施設巡回バスですが、平成26年度が1万2,099名、平成27年度につきましては、平成25年度に鳥飼西に延伸して便数が5往復から4往復になって、乗降客数が平成26年度で1万2,099名と前年度よりも減った経過はございますが、平成27年度につきましては、1万4,006名と、約2,000人ほど回復しております。

それから、バリアフリーの工事内容につきましてでございますが、平成27年度は香露園6号線、7号線を整備させていただ

いております。工事内容につきましては、ガランド水路沿いの香露園の6号線、7号線になるんですけども、現況の道路幅員の中で、ガードレールによりまして、歩車分離しているような形態でありました。道幅がかなり車両が通るといっばいいいっばいというような状況でしたので、何とか歩行空間を数センチでも広げたい、またガードレールがかなり老朽化しておりましたので、これについて、改良をかけていきたいと思ひまして、ガードレール式の横断歩道防止柵を兼ねた高強度の安全柵をその区間で66メートル、既存のガードレールのところをそのタイプにかえました。その延長が66メートルとなっております。

また、それに合わせて、歩道で分離されている路面の部分につきまして、グリーンベルトを施しております。そのカラー舗装の平米が103.6平米という形で、見るからに歩車分離ができていたような状況で、バリアフリーの準特定道路でございますが、整備をさせていただきました。

続きまして、正雀駅前の整備についてでございますが、予定している事業延長としては、大阪府の府営住宅から北に上りまして、T字交差点を今度は西に向かいまして、正雀の駅前エレベーターの前までのL字型の道路の歩道整備を考えております。

平成26年度に旧のパチンコ店を買収しました用地の部分を暫定な歩道整備をさせていただきました。それと並行して、残り50%の事業残地があるんですけど、全て国の水路が各地権者の民地部分に隣接しております。この水路敷きを時効取得していただかないと、用地の確定ができないというような状況があります。その中で、平成26年度の事業と並行に各地権者のほうへ個別で問題点、それと、その整理後

の事業の用地交渉等の説明をする中で、やはり長いこと相続登記をされていない地権者のところにいきまして、その方が相続登記人が複数存在しております。その中で土地確定をするにも、相続権利者の皆さんの同意が必要となってくることから、先方さんとは、そのあたりをほかの地権者と連絡をとっていただいて、同意をいただきたいという交渉も何度も続けて、話をしていきました。そんな中で、平成27年度はその見通しができたような状況となっております。今後は、事業がまず国の支障となっている土地を皆さんで集団和解というような形で、時効取得していただく方向へ進めて話をしていきたいと考えております。その整理がつき次第、本格的に道路交通課で用地の取得に進めていきたいといった形で今動いているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 続いて、寺田建築課長。

○寺田建築課長 そうしましたら、南野委員の建築にかかわる震災対策事業に関するお問い合わせについて、ご答弁申し上げます。

耐震改修促進が求められる中、耐震性が不足しているところについての取り組みの強化はどのようなことだということでお問をいただいたかと思えます。我々、先ほど山崎委員の答弁でも申し上げておりますように、民間のNPO団体、大阪府とともに市民フォーラムというものを平成24年度から取り組みさせていただいております。

摂津市内、木造で昭和55年以前の建物が密集するような地区を選定いたしまして、市民フォーラムというものを毎年1回させていただいているところでございます。その開催に当たりましては、事前に新

聞の折り込みチラシで配付をさせていただいたり、市の広報でお知らせ、ホームページでもお知らせもさせていただいているところでございます。そういうような形でご参加いただいている方に対しましては、補助制度の説明、それとNPOほうからもさまざまな住宅の改修に向けての取り組み事例等のご紹介もさせていただいているところでございます。それとあわせて、事前のご予約は必要にはなってくるんですが、それぞれの個別相談ということでそれぞれのお宅の事情によるところの内容につきまして、専門家が個別の相談にその場で応じておるといような取り組みを例年実施させていただいております。

大阪府も昨年度耐震改修促進計画を改定されたところでございます。その中でやはり重点的な取り組みの一環としまして、先ほど委員からもありましたように、やはり行政からその住宅の所有者に対して、投げっぱなしではいけないと。これではなかなか啓発の意識が深まらないということの内容も大阪府の計画の中では書かれております。投げるのも必要なんですけども、それに対してのリアクションをきちんと確認していこうと。まさに戸別訪問というようなことの趣旨も計画の中で書かれてもおりますので、今後、我々、市の計画を見直す中でもそのような考え方も踏まえて、今後取り組みを引き続き積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 西川課長。

○西川都市計画課長 都市計画マスタープランについてのご質問にお答えさせていただきます。

都市計画マスタープランにつきましては南野委員からご紹介がありましたように、平成27年3月に策定してございまして、策定に当たりましては、平成24年から26年の3カ年をかけて庁内会議を経て作成させていただいております。この計画につきましては、おおむね10年間の計画期間をもってございまして、各年の進行管理についてもつくりっぱなしではなく管理をするというふうになってございます。

その進行管理につきましては、基本的には総合計画に重複する部分もございしますので、各課の業務をなるべく避けたいということで総合計画の評価を活用していくという基本方針に基づきまして、現在の課題や問題点について把握してまいりたいというふうに考えてございまして、この各年の進捗状況にあわせて、何年かごとに全体的な見直しをかけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

1点目の社会資本整備総合交付金についてよくわかりました。1点だけ確認だけしたいんですけども、私が先ほど言いました路面性状調査はどんな調査か、教えてくださいたいと思うんです。

2点目の交通安全啓発事業についてでございます。詳しく平成27年度の取り組みをご答弁いただきました。よくわかりました。自治会や老人クラブからも出前講座等々ですか、依頼もあるということで私自身もよく伺っております。そこでお聞かせをいただきたいんですけども、運転に例えば、自信がなくなった、または、運転する機会が少なくなった、高齢者の方を対象

に、山崎委員もこれは質問されましたけれども、運転免許証の自主返納サポートの取り組み。そして、この自主返納と合わせて反射材つきジャンパーの支給を平成26年度から実施していただいておりますけれども、実績など、この平成27年からでもいいと思いますが、どれぐらいの方が返納されて、ジャンパーを支給されたのかをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目のバスの市内循環バス運行補助事業、公共施設巡回バス運行事業について、詳しく再度ご答弁いただきました。乗降者数についても詳しくご答弁いただきました。ありがとうございます。間違えていたらご指摘いただきたいと思うんですけども、いろいろ今まで取り組まれたことをまとめてますので、確認させていただきたいと思っておりますけれども、市内循環バスと公共施設巡回バスともに、利用者の意見をアンケート等でニーズを把握し、ルート変更を行ってこられました。市内循環バスについては、平成25年3月からJR千里丘駅を起終点にしたルート変更を実施。平成27年3月には府道十三高槻線の道路整備にあわせて、阪急正雀駅周辺へ乗り入れを開始し、阪急正雀駅、摂津市駅、JR千里丘駅の駅間移動の連携強化がこれで図られました。ルート変更にあわせて朝夕の通勤通学時間帯への運行時間の変更をされました。公共施設巡回バスは平成25年8月からスポーツ広場にバス停を新設され、ルート変更と路線延長を実施され、一日5便から4便となりましたが、さまざまなことで先ほど乗降者数にもありましたけれども、かなりの乗降者が平成26年から27年にふえているという状況であると認識をしています。この二つのバスに関して、今後の課題とかどのように考えて

おられるのか、さらに利便性向上を図るにはどうしていったらいいか。考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

それから、4点目の橋梁長寿命化修繕事業についてでございます。これも詳しくご答弁いただきました。大事な橋梁というのはライフラインでございますので、またしっかりと計画に沿った取り組みをしていただき、予算のこともあると思うんですけれども、修繕等々していただいて、安全・安心な摂津のまちづくりをよろしく願います。これは要望としておきます。

5点目の交通バリアフリー整備事業について、これもご答弁いただきました。平成27年度の取り組みでございます。よくわかりました。

近年、生活道路についてもバリアフリー化が求められておりますが、段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置など、この生活道路のバリアフリー化について、今後の計画などありましたらこの際お聞かせいただきたいと思います。

次に、6点目の震災対策推進事業について、これも詳しくご答弁いただきました。よくわかりました。

耐震改修につきましては、いろんな部分があると思いますけれども、多額の費用がかかるというのも一つの要因だと思いますけれども、経済的な理由で断念する事例が多く見受けられますけれども、これが耐震化が進まない大きな要因となっていると思いますけれども、どうか引き続きしっかりとさまざまな観点から啓発活動をしていただきまして、耐震化が民間住宅におきましても進むようよろしく願います。これも要望としておきます。

それから、7点目の公園維持管理事業についてでございます。バリアフリーの観点

からもご答弁いただきまして、よくわかりました。

それから、お聞かせいただきたいと思うんですけれども、今後は公園の安全確保に努めながら、将来を見据えて、高齢化社会や市民ニーズに対応した公園づくりをよろしく願います。

今年に入りまして、4月に千里丘新町が誕生して、防災機能を備えた広大な明和池公園が誕生したわけでございますけれども、機能は近年では、公園は子どもの遊び場、そして、それだけじゃなくて、幅広い年齢層の交流、介護予防などを目的とした心身の健康増進の場、あるいは、災害時に対応できる防災空間として多くの機能が求められてますと。バリアフリーの観点から。それから、防災機能も備えた別府公園とかにかまどベンチとかいろいろ置いていただいておりますけれども、そういった一つはまちごとフィットネスヘルシータウン事業と連携して、公園に健康遊具を設置していただくとか、先ほど言いました別府公園にも防災倉庫、防災トイレ、防災ベンチを設置するなど、防災機能を備えた公園の整備をしていただいておりますけれども、今後における公園に健康遊具の設置や例えば、ほかの公園に都市公園になると思うんですけれども、防災機能を備えることについて、この際計画などありましたら教えていただきたいと思います。

それから、8点目の阪急正雀駅前の歩道整備についてご答弁いただきましてよくわかりました。さまざま大きなハードルがあると思いますけれども、また、しっかりと連携していただきながら進めていただくよう、これも要望としておきます。よろしく願います。

それから、9点目でございます。摂津市

都市計画マスタープランについてご答弁いただきました。この都市計画マスタープランについては、おおむね10年の計画ということで、それから、その中で定期的な見直しを5年ごとにしていくというふうにうたってあったと思います。総合計画や北部大阪都市計画区域マスタープランの見直しの状況や社会情勢の変化に対応するものとし、必要に応じて都市計画マスタープラン推進委員会での提案をもとに都市計画マスタープランの見直しを図っていきますということをおうたっておられたと思いますが、その詳しい部分をお聞かせいただけたらなと思います。

以上です。

○弘豊委員長 順次答弁を求めていきます。

山本建設部次長。

○山本建設部次長 南野委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

路面性状調査ということでございます。モバイルマッピングシステムというもの、通常MMSと呼ばれているものを採用いたしておりまして、車両の通常走行によりまして、3次元座標データと画像データが取得可能な新技術情報提供システムにも登録されております高精度な車載型の移動計測システムというものを使ってございます。バンのような車両の上に天井にGPS、レーザースキャナー、デジタルカメラ、IMUと呼ばれる慣性計測装置を装着しまして、タイヤにはオドメーターという車両の移動量の計測装置を装着いたしておりまして、計測並びに補正を行うことにより、通常走行、規制などしなくて通常走行を行いながら車両周辺の高精度な3次元座標データと画像データが取得できるというものを採用しているものでござい

ます。

以上でございます。

○弘豊委員長 次に竹下水みどり課長。

○竹下水みどり課長 南野委員の2回目の質問に対する答弁を申し上げます。

これは2点あったと思います。一つは、今後の防災機能の付加をどういうふうにしていくかということと、健康器具です。高齢者の健康増進のためのその2点であったかと思えます。

まず、防災機能ですが、先ほど委員からもありましたように、別府公園で平成24年にかまどベンチ、防災トイレを整備しております。それから以降でございますけれども、記憶に新しいのは明和池公園のみでございます。そのほかの公園については、まだ少し検討ができていないような状況でございます。ただ、総合計画にもうたっておりますように、多機能である公園というのを目指しておりますので、予算の関係も見ながら、今後、そういう機会がございましたら、整備してまいりたいというふうに思います。

それから、高齢者の健康増進のための健康器具の設置についてでございますけれども、先ほども委員がおっしゃったように、まちごとフィットネスタウン事業。これは我々、公園も参画しております。公園の器具の中身についていろいろアドバイスさせていただいております。

昨年度におきましては、これは千里丘・健都コースというのが設置されておるところで、今年度、保健福祉課は健康器具はつけないといっているんですけども、コースの設置をしていくという話もきいておりますので、我々も公園管理者も参画してまいりたいというふうに思っております。

それと市内の公園に設置されている健康器具の数でございますけれども、全体で91カ所ついております。このフィットネスタウン事業でつけたのが17基設置ということですので、多い少ないございますが、実際問題、我々市民から聞いておりますと、まちごとフィットネスタウン事業はどうしても道線でありますので、うちの近隣の公園はなかなか回ってもらえないよなど意見があり、だから、実際、健康器具がついていない公園にも何とかつけてもらえないかという要望はたくさんいただいております。そうした健康器具がついていない公園についても、今後設置したいというふうに考えております。

以上です。

○弘豊委員長 永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 南野委員の2回目の質問に対して答弁させていただきます。

まず、運転高齢者への自主返納者へのジャンパー支給についてでございますが、運転に自信をなくした、あるいは、ほとんど乗っていない高齢者の方々がまず警察に運転免許を自主的に返納すると。そのかわりとして、運転経歴証明書が発行されます。その経歴証明書を市役所の道路交通課の窓口を持ってきていただいて、市内在住者である確認を行った後、背面に反射材付きのセッピィを施したジャンパーを支給させていただいておりますが、平成26年度から開始をしまして、平成26年度につきましては、160名の方が自主返納で道路交通課の窓口でセッピィジャンパーの申し込みにこられました。

続きまして、平成27年度におきましては、127名となっております。今年度は今のところ100名ほどの方がこられているような状況です。せっかくの機会です

ので、窓口に来られた高齢者にはお渡しするだけではなく、事故の傾向だとか、対策等についてチラシ啓発品をお渡しして、啓発にも努めさせていただいております。

次に、バスにつきまして、今後の課題についてのお問であったかと思いますが、まず、やはり課題としては、先ほどの山崎委員のときにも答弁させていただきました。時間当たりの本数、間隔ではなからうかと思っております。これにつきましては、やはり循環も巡回も両者1台で運営している関係上、どうしても所要時間から便数というのはなかなか増便というのは難しい状況となっております。増便をするには、台数をふやすしかない。あるいは、バスルートの見直し等が出てきますが、なかなか見直しといいますと利用者もいますので、バス停を削減してルートを削減するようなことは難しいのかなと考えております。

増便に関しましては、これは予算も伴いますので、今後の課題であろうかと思っております。

ただ、バス会社としましては、やはりバス停での待ち時間について短縮。利用者の負担を軽減するためのバスロケーションシステムというような位置情報をスマホ端末機などで検索できるようなシステムを導入しております。そういったバス会社としても努力をしている中で道路交通課としては、その補助金も平成27年度にはなかったんですけれども、これまでに補助金を交付させていただいたという経緯がございます。

続きまして、バリアフリーに関して、生活道路の今後についてでございますが、バリアフリーにつきましては、基本構想というのがあります。この基本構想は市内のJR千里丘駅周辺と阪急正雀駅周辺、この2

駅を設定しまして、その周辺の特定道路及び準特定道路について、道路交通課で事業計画をもって進めているところでありませう。特定道路につきましては、両駅あわせて3キロあるんですが、今のところ2.2キロほど整備が終了しているところでありまして、残りは正雀の駅前の歩道整備だとか、あるいは、JR千里丘駅周辺の千里丘三島線の歩道整備等が残っております。まずはこちらから整備を進めていくというのが今後の整備に向けての課題かなと思っております。

バリアフリーについては、まず基本構想がメインになってきますので、そちらに基づく今の道路整備というのが今述べさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○弘豊委員長 西川都市計画課長。

○西川都市計画課長 ご質問の都市計画マスタープランの見直しについてお答えさせていただきます。

先ほどご紹介ありましたように、都市計画マスタープランにつきましては、おおむね10年の計画ということで、毎年進捗状況の調査を行って、一定期間の中で見直しを行うというふうになっております。

毎年、各課においてはどのような政策が推進しているかというのは確認させていただきますが、大きな社会状況の変化や上位計画の変更がありましたら、そのときに見直しをしたいと思います。特に摂津市内におきましては、南千里丘、それから、吹田操車場跡地ができておりますので、人の流れがかなり変わっておりますのと、今後、連続立体交差事業など大きな事業を抱えておりますので、その辺を組み入れるような変更というのが今後将来出てくるのではないかなというふうに思っ

ております。また、それぞれ施策の中には新たな展開等があると思っておりますので、そういうものを総合的に見直すということは今後実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

1点目の路面性状調査ということで詳しくご説明いただきました。テレビでいろいろ放送されてますけれども、これは福岡市のJR博多駅前で物すごい陥没事故が起きました。これは原因としては、地下鉄の延伸の工事をしていたときに陥没したということでありまして、この摂津市におきましても、市道もあるし、府道もありますけれども、こういった特殊な調査の方法でございますけれども、そういった国からの予算を使いながら、市道の点検を歩道も含めてしっかりしていただいて、そういった陥没事故等々がないように、進めていただけたらなと思っておりますので、よろしく願います。これは要望としておきます。

それから、2点目の交通安全啓発事業でご答弁をいただきました。実績も平成26年160名、27年127名ですか。ご答弁いただきましてよくわかりました。これも今社会問題になっていると思うんですけれども、高齢者の方の車による事故が連日テレビ等々の報道で私も聞いておるところなんですけれども、しっかりと市としてできることはこの自主返納の取り組み等々だと思います。国もいろんなこの件に関しては法律をつくっていかないといけないと思うんですけれども、この取り組みは大事だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思っております。これも要望とし

ておきますので、よろしく願います。

それから、3点目のバスについてでございます。今後の課題というふうに聞かせていただきまして、ご答弁いただきました。よくわかりました。

私自身は方向性はあれなんですけれども、このバス路線網はこれで実施していただいといて、あとはそのバスがバックもできないということで届かない地域もあります。高齢化社会に突入してきて、本当に足がない方がふえてきているのは現状でありまして、例えばですけれども、もしご答弁いただけるのであれば、いただきたいと思うんですけれども、タクシー会社と例えば、連携というか、契約をしていただいて、そういう市民の方がタクシーを利用する、特に少し補助を出すとかそういう取り組みとか、福祉タクシー、これは担当課が変わってくるかもしれませんが、福祉タクシーを走らせるとか、そういうほかの形でバスの入っていけないところをフォローしていく今後必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、交通バリアフリー整備事業についてご答弁いただきました。摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画基本構想に基づいて、しっかり整備を順次進めていただきますよう、これも要望としておきます。よろしく願います。

それから、公園の維持管理事業につきまして、健康器具、あるいは、防災機能を備えた防災倉庫、防災トイレ、防災ベンチ等々の設置についてご答弁いただきました。今後、ますます公園という空間にこのような健康遊具あるいは、防災機能を備えることは非常に大事になってくると思いますので、また計画的に予算も要ることで

ございますけれども、進めていただくようよろしく願います。要望としておきます。

それから、マスタープランについて、ご答弁いただきました。その見直しのときに推進委員会等々を検討していくということでもありますけれども、マスタープランについては、協働という部分をプランの中であらうたっておられると思います。市民の皆さん、事業所の皆さんと行政と協働でこのマスタープランを。これも第4次総合計画と一緒にだと思えるんですけれども、うたっておられるんですけれども、その市民公募枠をふやしていただくとか。公募枠があったと思います。それから、事業所の方のもちろん学識経験者の方も参加されると思いますけれども、事業所の方も僕は入っていただく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺、もしそういうふうに決めておられたら、考えをお聞かせいただきたいと思います。3回目終わります。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

永田道路交通課長。

○永田道路交通課長 南野委員の3回目の質問に対して答弁させていただきます。

まず届かない地域へタクシーとの連携についての内容であったかと思いますが、道路交通課として所管しているのは、公共交通として皆さんがお使いになるバスについての所管として捉えております。福祉としてとなりますとやはり福祉バス等は所管が福祉になってくるのかなと思いますので、まずはやっぱり皆さんが利用されるというのが一つの基本であろうかと考えております。

まず、その中でタクシーの補助金のお話がありましたが、これにつきましては、高齢者の運転免許証自主返納のサポート制

度というのがありまして、これは市が取り組んでいるわけではないんですが、大阪府の取り組みとして、そのサポート企業をつのりまして、タクシー会社も割り引き等もありますので、高齢者にとって自主返納をした方にはそういったのもご利用いただければ経済的負担が軽減されるのかなと思います。

また、タクシーでつい最近、京丹後市でも民間の方が予約に応じて運送するという白タク制度が陸運局から特別に認可されたというのがありますので、そういうのが今後どういうふうに波及していくかというのにも注視していきたいなと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 西川都市計画課長。

○西川都市計画課長 都市計画マスタープランの見直しについて、南野委員からのご意見についてお答えさせていただきます。

前回のマスタープランの改定につきましては、庁内の委員会やまた市民公募による委員の方に参加していただくとともに、学識経験者等のご意見もいただきながら作成させていただいた内容でございます。

また、市民アンケートを実施し、市民の意向調査も行って、その内容も反映したということで策定させていただきました。

次回の見直しにつきましては、先ほども話がありましたように、協働という意識を持つ必要がある計画だと思っておりますので、市民公募につきましても、市民公募枠、それから、事業所も市内のやはり以南の事業所はかなり事業者が多くおられるのが実態でございますので、少しその委員に加えることを検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 マスタープランについての市民公募枠の拡充、それから、事業者に入っていただく協働でマスタープランを見直すときには見直していただいて、よりいいものにまたしていただきますようどうかよろしく願いをします。要望としておきます。

それから、バスにつきまして、課長からいろいろご答弁いただきました。ありがとうございます。

部長にせっかくなのでお聞かせいただきたいんですけれども、人口ビジョンが出されまして、僕もずっと人口ビジョン作成するのに市民の方のアンケートとか、いろいろ見させていただいた中でやっぱり気になりますのは、部長も見られていると思うんですけれども、市外に引っ越しをしたい、引っ越す予定がある人についてその理由は、買い物や公共交通など日常生活の利便性が悪いため最も3割近くで多かったと。また、地域の環境に対して不満な人。不満な方とやや不満の方の合計が最も多いのは、道路の安全さが43.8%で最も多かったということでもあります。これは四中校区の方が一番多かったということでもあります。この道路はこのバスとかけ離れてくるんですけれども、僕も11年議員させていただいて感じるのは、市の道路は市の道路管理課、道路交通課の皆さん等々が一生懸命やってくれてきれいにはなっていくんですけれども、やっぱり大阪府の道路がなかなか、僕も要望には行かせていただいているんですけれども、全然やってないわけじゃないんです。要所、要所は改修はしていただいているんですけれども、やっぱりまだ手が届いていない部分が多々あ

るというのが一つありまして、ぜひ、これはこの人口ビジョン、2060年を受けて、しっかりと部長からも大阪府へ要望していただきたいのと。この交通の面に関しては、今の形には限界があると思うんです。いろいろ今まで取り組んでいただいておりますけれども、限界があると思います。違う方法も僕は取り入れていけないのと違うかなと思うんです。その辺、部長、どのように考えておられるか。二つ質問させていただきましたけれども、よろしく願います。

○弘豊委員長 山口建設部長。

○山口建設部長 先ほど委員がおっしゃいますまず道路の件なんですけれども、私も部長になる前、次長のと時から、府都市計画道路廃止になったときに、すみやかに大阪府へ要望に行き、また、今年も毎年、毎年要望には行っております。私、この市民のアンケート、道路等々の悪いというのがありまして、私はかなり気を悪くしています。市民にしたら府道、市道はわかりませんよね。だから、結構府道のところ、まず正雀一津屋線、大阪高槻線、私も歩いて、夜でも自転車で行ったことがあるんですけれども、これはかなりやっぱり悪いということで大阪府に、毎年、毎年、要望に行っただけでかなり言っておるんですけれども、なかなかできないと。大阪府の回答は優先度の高いところからするというような回答で。また、困っておるんですけれども、また来週ですか、大阪府に要望に行っただけです。

バスの関係ですけれども、私もこの公共施設巡回バスは、以前は一日5便。今は一日4便。鳥飼西のスポーツ施設に行っただけで4便になったんですけれども、1便当たりの乗降者数はふえているんですけれども、全

体的にはそんなに変わらないと。市内循環バスは、朝夕の時間帯をふやすことができましたので実際乗降客もふえて、まず別府の関係の方々からはいいようには聞いております。でも、まだまだ便数が足りないよということもあります。

ただ、私が思っているのは公共施設市内巡回バス。あれが一日4便ということで何かもう少し乗降客がふえる方法がないかなということは今検討しております。ただ、公共施設巡回バスに関しましては既存の路線バスとの協議が要りますので、私どもがこうこう思っておりますけれども、路線バスとの協議等々がありまして、今、路線バスとの協議はしております。ですから、何とか公共施設の場所もふやし、市民の方々に利便性を図ってもらえるようにいい方法がないかということで、今努力をしている最中ですので、今しばらく方向性までもう少しお待ち願ったらなと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 道路の整備につきましては、大阪府も連続立体交差事業であったり、これから十三高槻線の整備、あるいは、鳥飼大橋の架けかえ、JR千里丘の拡幅とか、さまざまな大きな事業もありますけれども、やっぱり市民の方の生活に直結する近くの府道がやっぱりきれいにならないと満足度というのは私は得られないと思いますので、少しずつであるかもしれませんが、また、しっかり担当部としても大阪府へ要望していただきたいと思っております。

それから、バスもご答弁いただきましたけれども、私はこのバスをおいといて、ほかの手法も取り入れていくことが大事だ

などと思いますので、これは要望としておきます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○弘豊委員長 そのほかには質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後 2 時 16 分 休憩)

(午後 2 時 18 分 再開)

○弘豊委員長 再開いたします。

認定第 5 号の審査を行います。補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 認定第 5 号平成 27 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算事項明細書にしたがいまして、まず歳入から説明させていただきます。特別会計決算書の 74 ページをお開き願ひしたいと思います。

まず、款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費にかかる起債の償還にあわせ、両市より負担金を収入しているものでございます。目 2 受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金でございます。

なお、不納欠損額は時効等により債権が消滅したものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料は、下水道敷地占用料及び下水道使用料でございます。なお、不納欠損額は時効等により債権が消滅したもの

でございます。

項 2 手数料、目 1 下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料などでございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金でございます。

款 4 繰入金、項 1、目 1 一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

款 5 諸収入、項 1 資金貸付金返還収入、目 1 水洗便所改造資金貸付金返還収入は、水洗便所改造資金貸付にかかる返還金でございます。

項 2、目 1 雑入は、雨水管線建設負担金及び安威川流域下水道負担金精算返戻金でございます。

次に、76 ページをお開き願ひしたいと思います。項 3 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、下水道使用料延滞金でございます。

款 6、項 1 市債、目 1 下水道債は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債及び公営企業の借換債でございます。

なお、借入先は財務省及び銀行となっております。

詳細につきましては、決算概要 220 ページから 221 ページに記載いたしておりますので、ご参照願ひします。

次に、款 7、項 1、目 1 繰越金は、前年度の繰越金でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要 226 ページから 231 ページに記載いたしておりますので、ご参照願ひしたいと思います。

まず 78 ページをお開き願ひしたいと思います。

います。

款1下水道費、項1、目1下水道総務費につきましては、執行率92.2%でございます。主な内容といたしましては、節2給料から節4共済費までは、下水道業務課及び下水道事業課職員6名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会等に対する負担金でございます。節27公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項2下水道費、目1下水道管理費につきましては、執行率98.8%でございます。主な内容といたしましては、節8報償費は受益者負担金の納付にかかる前納報奨金でございます。

節11需用費は下水道施設の維持管理にかかる光熱水費、修繕料等でございます。

次に、80ページをお開き願います。節12役務費は、ポンプ場等の維持管理にかかわる通信運搬費、下水道施設及び公用車の保険料でございます。節13委託料は、下水道使用料徴収事務委託料及び下水道施設の維持管理にかかる委託料等でございます。

なお、需用費から委託料のうち機構改革に伴いまして、ポンプ施設等にかかるものが水みどり課の所管となっております。

委託及び工事の内容の詳細につきましては、事務報告書の263ページと270ページから275ページをご参照願います。

節16原材料費は、マンホール蓋等の材料費でございます。節19負担金補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理にかかる負担金等でございます。節21貸付金は、水洗便所改造費用に対する

貸付金でございます。

次に、目2下水道整備費につきましては、執行率92.6%でございます。主な内容といたしましては、節2給料から82ページに続きまして、節4共済費までは、下水道事業課職員6名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。

節11需用費は公共下水道整備事業執行にかかる設計図書等の印刷製本費でございます。節13委託料は、工事設計外委託料及び家屋調査委託料でございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書の276ページをご参照願います。

節15工事請負費は、9件の公共下水道工事の請負費でございます。なお、工事内容につきましては、事務報告書の277ページから279ページをご参照願います。

節17公有財産購入費は、土地購入費でございます。節19負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道施設の建設にかかる負担金でございます。

節22補償、補填及び賠償金は公共下水道工事に伴う水道管等の移設費でございます。

続きまして、款2、項1公債費、目1元金につきましては、執行率99.9%でございます。その内容といたしましては、節23償還金、利子及び割引料は公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目2利子につきましては、執行率99.9%でございます。その内容といたしまして、節23償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本平準化債の利子償還金でございます。

なお、市債現在高及び償還の状況につき

ましては、決算概要の222ページから223ページに記載しておりますので、ご参照願います。

款3、項1、目1予備費は執行いたしておりません。

なお、85ページに実質収支に関する調書載せておりますので、ご参照願いますようお願い申し上げます。

以上、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○弘豊委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員下水道特会についての質問をさせていただきます。

一般会計の繰り出しで下水道のことを聞きましたけれども、また関連して少し掘り下げてみたいと思います。まず、決算書の歳入、74ページの不納欠損なんですけれども、この中身を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

歳出です。決算概要226ページの法的化事業。繰越になって決算書ではゼロがなされなかったのはなぜかということ。それから、概要の228ページ、決算書で82ページ、負債の償還状況についてもお聞きしたいと思います。歳入の77ページの平準化などもあるんですけれども、負債の償還状況についてさらに平準化というのは考えられないのか。先ほどの法的化事業、公営企業会計に移行するのに、この負債額というのは問題にならないのか。その辺をお聞かせいただければと思います。

それから、先ほどの決算書80ページの水みどり課にかかるいろいろな委託料。これは先ほども言いましたけれども、市から

の繰出金に入っているということで全額入っているということでよろしいでしょうか。その辺の確認。

それから、82ページの土地購入費について中身をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 答弁を求めます。江草課長。

○江草下水道業務課長 まず、1点目の受益者負担金の不納欠損につきましては、3年間6回分割ということで供用開始した面積に応じていただいております。これにつきましては、平等性の観点から、ずっと徴収に取り組んでおるところでございますけれども、今回、この不納欠損になりました2万8,520円につきましては、債務者が行方不明となった状態でおっかけることができなくなったということで、今回、不納欠損として挙げさせていただきます。

法的化事業の予算がゼロになった件につきましては、2カ年で契約しております。契約した業者との協議におきまして、当初の予算につきましては、部分払いができる形で予算組をしておったところがございますけれども、契約後の協議におきまして、全て出来高が上がった時点で支払うという形の協議が整ってそういう契約になったもので、平成27年度につきましては、全て次年度に繰り越ししまして、今年度まとめて最終的に精算して支払うという形になっております。

返済において今後これ以上、平準化できないかというお問につきましては、借り入れのときに契約上、繰り上げができるというものがございまして、その繰り上げができるというものにつきましては、既に全て

繰り上げをいたしまして、その辺についてはできるだけ安い利率で借り入れるという形の平準化債、また、借換債を実施して、後年度への負担の軽減を図るという努力を続けております。

以上でございます。

○弘豊委員長 石川上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 水みどり課の委託料ということで、平成28年度に機構改革に伴いまして、以前は下水事業特別会計で集中管理室ですとか、ポンプ場等の管理を行っておりました。これが今年度から水みどり課の所管となっております。平成27年度につきましても、こういった事業につきましても、その財源は一般会計の繰入金ということでございます。

それから、土地購入費でございますけれども、これは三箇牧鳥飼雨水管線にかかる土地の購入費でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 江草下水道業務課長。

○江草下水道業務課長 先ほど1点もれておりました、市債の返済状況でありますけど、平成26年から27年度末で16億8,416万7,348円が残高として、減となっております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 不納欠損は債務者が飛んだということですね。今、法的化の2年度、業者との協議で部分払いはできずに出来高払いにしたということなんですけれども、この平成27年度の法的化の作業というのはしてもらっているということですのでよろしいのでしょうか。まずその辺をお聞かせください。

償還の繰り上げも、それこそ借りかえを続けてもらっているということですので、

これはよろしく願いいたします。下水道にかかる部分の経費。どうしても下水道料にかえてこないとも限らないということですので、水みどり課の繰り入れにしても土地購入。必要な部分は当然お金をかけていかないといけないわけですが、その辺の精査をしっかりとやっていただいて、下水道会計に負担がかからないようにこれからもやっていただきたいと思っております。

1点だけお願いします。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 委託につきましては、平成27年、28年の2カ年の委託となっております、移行に引き継ぐ前段階の作業ということで当然作業は入っております。下水道の資産の洗い出しとか、その辺を進めており、それを引き継ぎまして、来年度移行できるように、今年度新しい会計に移る準備を連続的に行っておるという状況でございます。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、続けて質問は。南野委員。

○南野直司委員 1点だけなんですけれども、近年の異常気象によりまして、全国的に集中豪雨による甚大な洪水被害が毎年のように発生をしております。国においても平成27年5月に下水道法の改正が行われまして、下水道の目的規定の中に雨水対策が盛り込まれてます。この雨水の対策が本当に重要視されておりますけれども、特に本会議でも議論がなされてたと思うんですけれども、安威川以南の雨水管線の整備というものが計画的に進めていただいておりますけれども、まだまだ解消しないとあかんところもありますし、新たに設置しないとイケないところも

あると思います。

今後の予定、平成27年度からでも結構です。平成27年度決算でありますので、その辺をお答えいただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 石川上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 雨水整備の今後ということで、平成27年度については、合流区域等で下水道工事をやっております。これは合流管ですので、雨水対策にもなるわけなんですけれども、本市としては、先ほど委員が言われましたように、安威川以南の雨水整備ということが大事だと思っております。今年度も平成28年、29年の債務負担行為を設定して、三箇牧鳥飼雨水管線の工事を予定しておりますのでございますけれども、これについては今年度中に何とか工事発注をしていきたいと考えております。

さらに東別府の雨水管線につきましても、これは本会議でも答弁を申し上げましたが、平成30年度から32年度の3カ年の工事を今予定しております。こういった幹線整備を急ぐとともに、その管渠の完成に合わせまして、これに接続される上流管、枝線管渠も計画的に整備をしていく必要があると考えております。

そういった下水道としての整備をやっていくということ。これによって今現在、既存の水路を使って水みどり課が管理しておりますポンプ施設等によって、浸水対策もしておるわけなんですけれども、こういった負担を徐々にではございますけれども、軽減できたらなと考えているところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきました。

摂津市は5つの川がありまして、集中豪雨、洪水対策が喫緊の課題だと思っております。予算も要ることありますけれども、どうか計画的に雨水管線の整備を進めていただきますよう、これは要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後2時43分 休憩)

(午後3時13分 再開)

○弘豊委員長 再開いたします。

認定第2号及び議案第67号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 認定第2号、平成27年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算書の14ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度摂津市水道事業報告書、1、概況で、平成27年度の年間総配水量は1,023万3,970立方メートル、前年度に比べ23万2,350立方メートルの減少となっております。

また、年間総給水量は964万9,320立方メートルで、前年度に比べ5万1,611立方メートルの減少となっております。これは、企業及び一般家庭における節水対策等によるものでございます。

総配水量の水源別内訳につきましては、別表1、年間総配水量に記載のとおり、自

己水が318万8,610立方メートルで構成比率は31.2%、大阪広域水道企業団水が704万5,360立方メートルで構成比率は68.8%となっており、自己水の構成比率は前年度に比べ1.9%減少しております。

次に、給水原価は15ページの別表2、給水原価・供給単価の推移に記載しておりますように、178円25銭で、前年度に比べ0.5%、95銭減少しております。また、供給単価は195円89銭で、前年度に比べ0.3%、67銭増加しております。

次、24ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書、こちらは税抜きの金額になってございますが、これについてご説明申し上げます。

まず、収益でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は18億9,022万4,022円で、前年度に比べ0.2%、358万5,726円減少しております。これは節水等に伴う水需要の減少によるものでございます。

目2受託工事収益は1,115万299円で、前年度に比べ464.8%、917万6,038円増加しております。これは、公共下水道工事に伴う給水配管移設受託工事の増加等によるものでございます。

目3受託事業収益は2,958万7,037円で、前年度に比べ0.9%、27万370円減少しております。これは下水道使用料徴収受託料が減少したものでございます。

目4他会計負担金は214万2,553円で、前年度に比べ14.6%、36万4,874円減少しております。これは消火栓の修繕費の減少により、一般会計負担金が

減少したものでございます。

目5その他営業収益は、987万2,539円で、前年度に比べ22.0%、177万9,893円増加しております。これは集合住宅の建設戸数の増加に伴い、設計審査及び工事検査に係る手数料が増加したこと等によるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は336万1,150円で、前年度に比べ38.6%、93万6,719円増加しております。これは、預金利息が増加したものでございます。

目2土地物件収益は347万2,750円で、前年度と同額となっております。

目3納付金は6,915万円で、前年度に比べ35.5%、1,812万9,167円増加しております。これは、集合住宅の建設戸数の増加等によるものでございます。

目4他会計負担金は460万3,149円で、前年度に比べ6.7%、32万8,050円減少しております。これは、児童手当の減少等に伴い、一般会計負担金が減少したものでございます。

目5長期前受金戻入は3,086万3,678円で、前年度に比べ0.3%、9万4,126円増加しております。これは、固定資産の改良等に伴い交付された補助金等を長期前受金として負債に計上した上で当該資産の減価償却見合い分を収益化したことによる増加でございます。

目6雑収益は238万3,473円で、前年度に比べ38.1%、65万7,404円増加しております。

続きまして、25ページ、費用についてでございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は8億4,003万1,435円で、前年度に

比べ2.3%、1,950万8,282円減少しております。これは、人件費の減少等によるものでございます。

25ページから26ページにかけて、目2配水・給水費についてでございますが1億7,435万4,507円で、前年度に比べ5.4%、986万7,818円減少しております。これは、給水管の取りかえによる工事請負費の減少等によるものでございます。目3受託工事費は1,823万7,136円で、前年度に比べ79.0%、804万6,777円増加しております。これは、公共下水道工事に伴う給配水管移設受託工事に係る工事請負費の増加等によるものでございます。

目4業務費は1億691万9,516円で、前年度に比べ11.9%、1,134万2,691円増加しております。これは、人件費の増加等によるものでございます。

次に、27ページでございますが、目5総係費は1億6,627万7,165円で、前年度に比べ7.3%、1,307万7,190円減少しております。これは、業務委託料や貸倒引当金繰入額の減少等によるものでございます。

目6減価償却費は3億8,318万8,532円で、前年度に比べ10.0%、3,487万464円増加しております。これは、車両運搬具等の減価償却費が増加したものでございます。

目7資産減耗費は1,114万9,146円で、前年度に比べ53.2%、1,266万4,958円減少しております。これは、固定資産除却費が減少したものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は6,786万3,878円で、前年度に比べ10.8%、823万4,6

03円減少しております。これは、企業債利息が減少したものでございます。

次に、28ページ、目2雑支出は104万3,570円で、前年度に比べ53.1%、118万2,144円減少しております。これは、水道料金の過年度還付金の減少等によるものでございます。続きまして、2、資本的収入支出明細書についてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は1億8,660万円で、前年度に比べ522.0%、1億5,660万円増加しております。これは、配水管の更新事業や施設改修事業を施工するために借り入れた企業債でございます。

項4、目1交付金は、制度の改訂により収入科目を国庫補助金から交付金へ移行しており、1,301万2,000円で、前年度に比べ242.4%、921万2,000円増加しております。これは、配水機能耐震化及び老朽管路の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は9,993万1,969円で、前年度に比べ71.0%、2億4,463万3,023円減少しております。これは、施設改修事業に係る工事請負費の減少によるものでございます。

目2固定資産取得費は317万8,600円で、前年度に比べ89.2%、2,613万2,140円減少しております。これは、固定資産取得の減少等によるものでございます。

目3配水管整備事業費は3億8,495万1,928円で、前年度に比べ83.0%、1億7,458万6,084円増加しております。これは、配水管の更新事業

に係る工事請負費が増加したものでございます。

29ページ、項2、目1企業債償還金は2億3,779万4,966円で、前年度に比べ8.5%、2,202万6,246円減少しております。これは、企業債元金が減少したものでございます。

項3補助金返還金、目1国庫補助金返還金は27万9,400円で、これは前年度の国庫補助金収入に対する課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

以上、平成27年度摂津市水道事業会計決算内容の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。○弘豊委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 この会計、企業会計ですから、ほんまに収益が出るか出てないかでよくわかる会計なんですけども、まず一般会計の繰出のことについてお聞きします。先ほどの説明でもありました、営業収益にも営業外にも児童手当が減少してとかいう説明もありましたけれども、一般会計からの繰出の性質を聞きたいと思います。

負担区分による経費というのが法施行令第8条5で、明確に出てるということなんですけども、消火栓などの無償で供すべき水量の相当分などは市から絶対入れてもらわなくてはいけないということらしいんですけれども、この辺について詳しく教えていただければと思います。

それから、予算を見てまして、この決算書でどういうことになってるのかもお聞きしたいと思うんですけども、PCBが含まれるトランスですとかの器具が近畿道下に保管をされていて、処分をするという

ようなことでの予算立てもあったやに載っております、これが使われたのかどうか、決算書の事務費もしくは総務費の26ページの委託料とかにも入るのかもしれませんが。それと、アセットマネジメント、計画的な施設の管理維持、これも委託をするということにもなってるようなんですが、これについての中身もお聞かせいただければと思います。

それから、コンビニ収納の手数料なども出ておりました。概要では172ページに当たるのかと思うんですが、年報の108ページでは、コンビニ収納で口座振替はなかなか伸びてなくて、一方普通の徴収がふえてるというところは、コンビニ収納が普及しているのかどうか。その辺もお聞かせいただければなと思います。

それから、剰余金処分が最後に出てきますんですが、この剰余金処分のことはなかなか私理解が深まらなくて、そもそも剰余金処分というのはどういうものかということからお聞きしたいと思うんですが、普通の会社会計でしたら、会社は全て株主のものですから剰余金ということになれば、株主配当になるべきものだというようなことなんだそうですけれども、これは公営企業会計で全然違うもんだとは思いますが。

この剰余金処分について、議会の決議を求めるということは、ほかの方法もいろいろあるのかなと。これはいろんな方法があって、そもそもそれから資本金入れていく、これまでやっていたのと同じような状況に入れるということを求めておられるんだと思うんです。いろんな方法があって、これでよいですかということで議会決議を求めているんだと思うので、ほかの方法とかがもしわかるようでしたら、それも

教えていただきたいと思ひますし、そもそもこれは、剰余金ということであれば市民に還元するべきものなのか。

それから、その剰余金を計算するその計算書7ページにつけていただひてます。この剰余金計算書も説明していただきたいのが、26年度に例へば減債積立金を入れて、27年度に戻して、こういう数字になってくる。こういった操作というかそもそもこういう作業をされるこの中身ですね、7ページの水道事業剰余金の計算書についても説明をいただければと思ひます。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

末永総務課長。

○末永総務課長 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

数点がござひますけれども、一番目にご質問いただきました一般会計の繰出金について、どのように考へているのかというお問ひだったと思ひますけれども、その件につきまして、先ほど山崎委員、おっしゃられてますとおり、営業収益の他会計負担金と営業外収益の他会計負担金と二つの項目で、一般会計の繰り出しというか負担金をいただひているというふうな状況でござひます。

その分につきまして、営業収益の他会計負担金につきましては先ほどおっしゃられました消防関係ですね、消火活動に携わる消火栓の修繕費等、例へば消火栓の水が出ないとか、そういうふうな消防、一般会計で負担すべき項目について必要経費は負担金としていただひておるといふふうな状況でござひます。

それと、もう1点の営業外収益の他会計負担金という形でござひますけれども、そちらにつきましては、俗に言う市役所の職員だけではないんですが、一般世の中全てと

思ひますけれども、ゼロ歳から15歳の児童手当を支給するといふた、例へば民間企業でしたら、企業に入ってくる、国から入ってくるというふうな状況の中で、公務員の場合は事業所といふか働いている市に入ってくると。その分、市役所から負担金としていただひているというふうな状態。

それともう1点、これは東日本大震災がござひました。その辺の関連で、放射能汚染等で摂津市に避難された方に対しての水道料金の免除という形を、これは総務部からの依頼という形で東日本大震災に係る水道料金の免除、この2項目が営業外の他会計負担金としていただひているという状況でござひます。

それと、2点目のPCBの処分でござひますが、ここ数年、今年の前算ではなかったと思ひます。以前ござひましたんですけど、平成22年から受変電とか、そういう所にPCBの処分というふうなところを使つておりました。その点で、高濃度と低濃度がござひます。高濃度の部分につきましては、ほぼほぼないのかなと。低濃度につきましては、一定保管はしておるんですけど、処分費用も高価なものになります。今、太中浄水場で低濃度の分については保管しておる状況でござひますが、数量的にまとめ次第一斉に処分していきたくと思ひております。

それと、3点目のアセットマネジメントでござひますが、水道事業の中でアセットマネジメント、経営の部分では重要な部分であるのかなといふようなところではござひますけれども、平成27年度の分につきましては、26年度の時点でアセットマネジメントの更新といふか、以前からアセットマネジメントというふうな計画がござ

いましたが、その辺で更新を26年度にやらせていただきました。

この後、毎年毎年というよりも、時期早々、事業が変わるたびにアセットマネジメントはまた再検討、水道事業、企業ですので、日々毎年変更というか、経営方針は変わらないですけれども、内容的に収益と収入という形の中ではアセットマネジメントを適正な方向に見せながらも、健全経営進めていきたいと考えております。

それと、最後の5点目の剰余金処分の件でございますけれども、山崎委員、おっしゃられましたとおり剰余金の処分、細かい内容にはなってくるかと思うんですけれども、剰余金処分につきましては、昨年度ですか、処分の件という議案を出させていただいた中で、決算認定とあわせて剰余金の処分、資本金の組み入れについては別の議案で、今回もそうですが、させていただいております。

これにつきましては、地方公営企業法の中で毎年度発生した利益、資本金の処分は条例化、または議会で議決をいただかなければならないというふうな中で、本市の場合、処分については減債積立、建設改良積立というふうな状況の中で、条例に基づいて処分をさせていただいているんですけれども、今回議案を出させていただきました剰余金の処分につきましては、資本金の組み入れの部分について、議案として提出させていただいております状況なんですけれども、内容的には、平成27年の決算書を見ていただいたらおわかりかと思いますが、2億8,774万5,765円に合わせまして、前年度議決をいただいております剰余金5,591万6,341円とその他未処分剰余金変動額積立取崩4億8,876万円と合わせまして、決算書に記載させていた

だいておりますけれども8億3,242万円ございます。

そのうち、委員おっしゃられたとおり、お金の流れというところで言いますと、積立金の取崩額4億8,876万円ですね、その分につきましては前年度減債積立2億円、それと建設改良4億円の中で、本年度27年度に不足する額として減債積立2億円、それと建設改良4億円のうちの2億8,876万円を補填して、俗に言う資金から、お金から資産に変わるというふうな状況で決算を出させていただいておりますけれども、その4億8,876万円の資産になった部分につきましては、資本金に組み入れさせていただくという、今回お願いしている議案にはなっているかと思いません。

以上でございます。

○弘豊委員長 続きまして、林営業課長。
○林営業課長 コンビニ収納についてのお問いにお答えいたします。

コンビニ収納は、25年10月から水道部で、新たに取り入れまして、25年の全体の調定件数19万5,730件のうち、自主納付が4万5,531件、うち下半期のコンビニ収納は1万2,242件ございました。

26年につきましては、19万9,780件の調定のうち、5万1,307件の自主納付で、コンビニ収納が3万3,578件、それから27年度につきましては、20万2,666件の調定に対して、自主納付が5万4,520件、コンビニ収納が3万8,736件と、年間で言うと、4万弱ぐらいの納付件数ですから、ほとんど自主納付の8割ぐらいがコンビニ収納になっております。

それで、27年度につきましては、26

年で手数料の予算を組みましたので、途中で補正予算にて増額させていただいております。これぐらいで落ちつくんじゃないかなとは思っておりますが、自主納付が銀行にいくと待ち時間がなかなか長いものですから、コンビニ収納が利便性を高めているというふうに考えております。

以上です。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、繰り入れ関係の説明いただきました。震災の減免もあると、まだ残っているということで。

これは水道の会計とは別ですけども、先ほどの水道事業に負わせるべきでないということで、施行令8条の5には、生活保護ですとか社会福祉施設とかに水道料金減免相当額というのを規定されていましてね、こういうことを市はなくしてしまったというのは、非常に残念だと思っております。

こういった市民サービスという面で、こういったところはしっかりまたやっていただかなくてはいけないのかなと思っております、これ要望でいいんですけども。

今年、熊本の地震がありまして、4月で今年度になると思うんですけども、これ給水車なんかも今年送ったんではかと思つて。この辺なんかも、これ繰入をされて経費としては市が持っていただけることになるのか、それとももう全部市の事業になっているのか、わかりませんが、もしわかるようでしたらお聞かせいただければと思います。

なるべく市の水道会計にやっぱり負担かけずに、水道料金は独立採算ですから、負担云々ではなくて、決めてはおりはるんでしょうけれども、非常に、本会議でも野口議員が言いましたけども、水道料金のあ

り方も考えてもらえたらなと思っております。

この間、野口議員が水道料金でいうと、非常に中間層への順位は摂津市、そんなに高くないというか中間だというような話もありましたけども、給水水量の少ないところとか、多いところでは反対に摂津市の水道料金は高いのかなと思っております、その辺の見直しなんかもするためにも、水道会計に負担はかけないようにやっていただきたいと思っております、またそれは水道料金の見直しはまた別のところをお願いをしたいと思います。

それから、コンビニ収納、ふえている状況、今よくわかりました。しっかりと、それこそ公平性という意味では、料金の徴収も頑張っていたきたいと思っております。

それから、剰余金の処分ですけども、そもそもが、だからわからないというのは、去年の繰り越し剰余金5,500万円、今年8億3,000万円、今年度、資産化しなくてはならない数字というのは決まっているんでしょうか。減債とか、改良積立金を崩してまで、未処分利益剰余金に充てているという操作がされたのか、この辺が私わからなくて、2億円余りの剰余金うか利益が、本来なら繰り越されて、会計の負担を軽くして、それこそ水道料金を下げるなどということには使えないのか。その辺がわからなくてですね。資本金に組み入れていく、流動資本から資産化していくというのについては別に問題があるというふうには思いませんけれども、これでいいのかなというのがわからないので、もう一度この辺の操作というか今回の処分剰余金とされてきた経過というか、流れというか決められることについて、どういうことになっているのか、もう一度お願いで

できればと思います。

○弘豊委員長 末永総務課長。

○末永総務課長 山崎委員の2回目のご質問、お答えさせていただきます。

まず、前段で東日本大震災以降熊本の大きな地震、つい最近ございました。その辺で、応援はどうされたかというお問いだったと思うんですけども、熊本地震は、私たち水道事業者、大阪府下では日本水道協会という団体がございます。その中で、日本水道協会の指示のもとで、どここの市が出動するかとか、給水タンク車何台とか、そういう段階で、私どもの市のみならず、他の市の水道、やわらかい言い方ですけども、仲間意識というものがあって、他の市が苦勞しているときには自分の市も飛び込んでいかないといけないというような気持ち、皆さんが持ってるかと思うんですけども、その中で、応援については、私どもの職員待機して、出動する予定はしておったんですけども、何分向こうが混乱しまするので、一斉に行くと大変なことになる。待機はしておったんですけども、最終的には依頼はなかったという状況でございます。

ただ、この件で東日本大震災につきましては、私どもの市から応援給水という形は出させていただいております。その辺につきまして、一定、全てという協力体制、例えば摂津市に災害が起きたときには、助けただけかないといけないというふうな中では、全国的なネットワークで進めておる中で、経費は全くゼロかと言われるとなかなか難しいのかな。ただ、日本水道協会、日水協という団体もでございます。その中で、負担金をいただきながらできるだけ経費、緊急事態なのでなかなか経費、経費とはいうてる状況ではないんですけども、

何分その部分で水道料金に反映されるようなところは、できるだけ避けていきたいなというふうな考えを持っております。

それと、剰余金処分につきまして、資産化しなければならないと。資本金に送るのは4億8,000万円という形、一定のご理解をいただいたかなというふうな思いを持っているんです。

減債積立金と建設改良積立金につきましては、委員おっしゃられますとおりに、昨年度に4億円と1億円と。私どもの水道ビジョンというふうな計画がございまして、計画のもとに事業を進めさせていただいておる中で、次年度に資産、建設改良積立金、減債積立金、できるだけその部分で積み立てしながら、同じ、結果的には水道料金というところでは、4条予算の部分に補填という形になっており、4条予算というか俗に言う設備投資ですね、その部分の予算に投入して、できるだけその部分で水道料金に反映されるというか、転嫁されるようなことがないように、積み立てして、できるだけ次の年の、借入額ですから、借入額をふやしますと水道料金の3条予算が大きく、その辺を抑制していくために留保して、次の年に本年度使わせていただいたというふうな状況でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 おっしゃってることは、受けとめれるんですけど。だから、単純に聞きます。この去年の処分金、今年の処分金、何でこんな差があるんですかということです。

○弘豊委員長 末永課長。

○末永総務課長 山崎委員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

一定、去年の処分金が最終的に5,00

0万円あったという状況でございます。経営的に処分、繰越利益剰余金5,500万円という形で、26年度お願いさせていただいた状況の中で、今年度につきましては、予定をさせていただいておるんですけども、1億5,000万円という、今年度、26年度に、公営企業のみなし償却の廃止という制度改正もございました。それは、のみなし償却を廃止することによって、減価償却云々が剰余金前受金に入ると。その辺のものがございましたんですが、何分剰余金、5,500万円、この剰余金の中で、うちで減価償却費とか、この8億円の中には未収金とか、預かり金とかいろいろ入っていると思うんです。5,000万円という数字が大きいのか少ないのか、1億4,000万円が大きいのか少ないのかという議論になってくると思うんですけども、昨年度、26年度決算で5,500万円、経営的には5,500万円、その部分では何もついてないお金というふうな段階。

ただ、本年度、27年度から管路更新も、水道ビジョンによって基幹管路もありました。状況的に震災、ここ最近大きな地震もございまして、資金運用的にもし万が一のことですけれども、私どもの上下水道部で、災害時に対応できるだけのフリーというか、使えるお金を今回1億5,000万円、1億円ほど多いんですけども、留保させていただいたというふうな状況ですけれども、安全というかそういうふうな部分を読んでいったつもりでございますけど、ただ委員おっしゃられますとおり、26年度は5,500万円、一応。それで27年度の今議案を出している留保資金としては1億4,000万円というところは、その辺は経理上というか、水道事業会計としての今お話しさせていただきましたけれども、留

保するお金を少し確保しておきたいなというところで、1億4,000万円というお金を留保させていただいてる状況でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 8ページの処分計算書見たら、1億4,000万円出てきているのはわかる。この積み立ての金額を確保したいというのもわかるんですが、この確保の額というか、それを決めてきたところに、ルールに従ってやってることならば非常にわかるんですけども、これが毎年恣意的に変わるものであってはおかしいんじゃないかなという気がしましてね。だから、剰余金をこういうふうに算定されてくる決まりとかいうのがなくていいのかなという気がしまして、そこを説明いただきたいと思います

○弘豊委員長 末永課長。

○末永総務課長 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

剰余金の額、減債積立金、建設改良積立金をどういうふうに設定してくるのかと。その部分につきましても、単年度の収益がどれだけ黒字にくるかというところから始まってくる話かと思うんですけども、その部分でどれだけ剰余金が、一番上の8億3,000万円という数字は、その辺収益の部分と資本金に送り込んだ金額大体いきますと。

ただ、ルールでいいますと、処分後の残高、剰余金の金額をどれぐらいに設定してくるかというところについて、私どもも注視していきたいなと。その部分で、委員知っておられてます水道ビジョン、多額な資本を今から投入していこうと、できるだけそちらの減債をしながら、建設しなが

ら、営業収益というか料金に転嫁しなくて済むような形で、決まり事としましたら、繰越剰余金、今年で言いますと1億4,000万円、大体1億円近くの中で積立金を出していったらというのが状況でございます。

ですから、今言われました剰余金どれぐらい確保していくかという決まりというか、これから先は大体この1億3,000万円、4,000万円、1億5,000万円程度を留保していきたいなというふうな考えを持っているんですけど、今の考え、前年度は5,000万円だったんで、温度差を感じられているかと思います。

ただ、これから先、27年度の水道ビジョン、進めていく中では一定の修繕、小口径の修繕とかもしますので、大口径だけになってしまいますので、その辺で留保して、対処療法にはなるかと思いますが、その辺で水道事業運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 確かにね、剰余金が出るか出ないかからスタートはするんですけどもね。この辺、今回のこの決定になってきたと。だから、去年の5,000万円というよりは、この1億4,000万円程度が基本的には標準的なもんやというふうに考えてよいのかなと思いました。

それで、これからも健全経営、頑張りたいと思います。

○弘豊委員長 続いて質問ありますか。

南野委員。

○南野直司委員 水道事業会計、平成27年度の決算ということで、何点か質問させていただきたいと思います。

初めに、高度成長期に建設された、そし

て老朽化が進んでおります浄水、送水、配水施設の計画的な整備と耐震化ということで、中長期計画の中で平成20年からですか、30何年かにかけてずっと整備、耐震化、取り組んでこられたと思います。

改めて、現状と今後の計画について、教えていただきたいと思います。

それから、水質検査体制の強化という観点から、水質検査体制としては少人数で取り組んでおられて、技術継承が喫緊の課題であるというふうに認識をしているところなんですけども、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点につきましては、水道水を大切にということで、さまざま取り組んでいただいております。市民の皆様への情報提供という観点から、市ホームページ、あるいは広報での周知、それから小中学生や自治会を対象にした太中浄水場への見学会を通じて、水道水の大切さとともに、太中浄水場、そして大阪広域水道企業団の水道水の特徴をアピールして周知を図っていただいておりますけども、その辺どのようにされておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 答弁求めます。

樫本水道施設課長。

○樫本水道施設課長 南野委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、老朽化、耐震化なんですけれども、管渠につきましては、導水管、送水管、配水管がございまして、今までで順次取りかえをしております。今現在、特に進めておりますのは、送水場間の基幹管路の更新を進めております。

これにつきましては、昨年度から進めて

おりまして、昨年度も768メートルほどやっております。今年度につきましても、同様な形でやっております、基幹管路につきましては21.7キロございますが、そのうち平成35年までには8.6キロ分を取りかえることで進めております。

今の現状では、管路の老朽化による、耐震化につきましては、基幹管路を主に更新する形で進めさせていただいているという状況になっております。

それから、施設なんですけれども、施設につきましては、今配水池の耐震化の工事を進めております。これにつきまして、今年度末、平成27年と28年度で鳥飼送水所の一つの配水池の耐震化を進めております。これが終わりますと、配水池の耐震化につきましては、35%になるという形になっております。

長期的な目標につきましては、摂津市の水道ビジョンで示しております。それにのっとり進めていこうというように考えております。

それから、2点目なんですけれども、水質検査の体制の強化ということのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご質問のとおり、水質係員は2名でやっております。水質の中には、日々検査するものとか、期間が短い間に検査するものやら、1年に1回検査するものなど、検査項目によっていろいろあるんですけれども、今の時点で日々確認するものにつきましては、今2名で精いっぱいぎりぎりのところでやっているというようには考えております。

ほかの水質の検査につきましては、当然自己水を持っておりますので、自己水の分につきましては、いろいろ検査しないといけないんですけれども、やはり私どもの

水、今までの経験上ですけれども、それほど水質の問題が発生しないものにつきましては委託をしまして、できるだけ職員の負担を減らしまして、必要最小限、絶対必要なものにつきましては、私どもの職員で検査を進めていくような形で考えております。

これにつきましては、できるだけ、例えばですけれども、市民の苦情とかあったときには、できるだけすぐにお答えができるという意味では、必ず職員の配置が必要となっておりますので、今の検査体制を考えながら、できるだけ市民に不安を与えないような状態で、場合によっては委託も、検査については計画をしながら、あるいは機械の更新を絶え間なくしながら、水質の安全に努めていきたいと考えております。

それから、水道水を大切にという情報提供なんですけれども、今南野委員がおっしゃったとおりでございます、ホームページやらあるいは見学でいろいろ周知を図っていく、きのうも委員おられたように、環境フェスティバルでも参加させていただきまして、水道の水が安全で、安いということアピールしながら、機会あるごとにはそういう情報ツールを使いながら、情報提供を進めていきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

市民の皆さんへの水道水のアピールということで、きのうね、環境フェスティバルで利き水ということで、私もアンケート書かせていただきまして、初めて利き水させていただいて、いい経験させていただいたなと思います。ああいう形で、さまざまな

形でああいうふうに取り組んでいただいたら、小さいね、小学生の子どもさんにしても、そういう機会があると、より水を大切にしていきたいと思いますので、実施していただきますよう要望としておきます。よろしくをお願いします。

それから、水質検査体制の強化という観点から質問させていただいたんですけども、水質技術力の向上もさらに図っていただきまして、いろんな技術の継承を組織の構築等々今まで取り組んでいただいておりますけども、そういう技術の継承をしっかりとやっていただいて、安全安心な水の提供、よろしくをお願いします。これも要望としときます。

それから、先ほどご答弁いただきましたこの老朽化した浄水、送水、配水施設の計画的な整備と耐震化という部分でございます。水道ビジョンに今後の方向性、書いているということでございますけども、だけ確認しておきたいんですけども、確か僕の認識では、老朽化した施設が35ほどあって、今半分ぐらいですかね、耐震化あるいは整備をしていただいていると思っておりますけど、その点だけもう一回だけご答弁いただきたいと思っております。

○弘豊委員長 末永総務課長。

○末永総務課長 南野委員の2回目の質問ございました。

私自身、総務課長でありながらも、水道技術管理者という立場もでございます。その辺ご説明させていただきますと、浄水場の耐震改修、委員おっしゃられますとおり、35施設のうちの16施設というふうな中で耐震化進めております。

ただ、水道ビジョンの中で方向性、摂津市の水道、幾らでもお金があるというような状態ではございませんので、一定水道施

設につきましては、ゼロベースから見直しをさせていただきたいと。

これから、耐震化必要な部分は進めていくと。ただ、水道ビジョンの中で、配水池の耐震化を重点に置きたい。ただ、ほかの市、全国的に規模の平均を見ましても、浄水場の耐震化率はそこそこ摂津市の場合高いというか、ある程度クリアできている。配水池の耐震化率と基幹管路の耐震化率は、大阪府下で見ましても、かなり低いというような状況の中では、この辺に重点を置いて、ここ10年間、26年から35年まで、ここを重点において一定のレベルまで持って行って、施設の耐震化を上げていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 阪神淡路大震災から21年、そして、東日本大震災から5年がたちました。また、熊本でも大きな地震が起こって、先日は鳥取県で大きな地震が起こりまして、摂津市中の防災無線が鳴り響いたわけでございますけども、この大阪、なにかんづく摂津市におきましても、いつ大きな地震が起こるかわからないという中でありますので、このほんとに水というのは、大事なライフラインでありますので、老朽化した施設の整備、あるいは耐震化をしっかりと、いろんな経費の削減をしながら、安定、おいしい水を提供しながらでありますけども、そういう予算もつけていただきながら進めていただきますよう、これも要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 そのほか、質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時 8分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 賛成多数。だから

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後4時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 弘 豊

建設常任委員 山崎 雅 数